

大学機関別認証評価

自己評価書

平成20年6月

神奈川県立保健福祉大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準 1 大学の目的	4
	基準 2 教育研究組織（実施体制）	7
	基準 3 教員及び教育支援者	12
	基準 4 学生の受入	18
	基準 5 教育内容及び方法	24
	基準 6 教育の成果	38
	基準 7 学生支援等	42
	基準 8 施設・設備	49
	基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	52
	基準 10 財務	57
	基準 11 管理運営	61

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 神奈川県立保健福祉大学

(2) 所在地 神奈川県横須賀市

(3) 学部等の構成

学部：保健福祉学部

研究科：保健福祉学研究科

関連施設：実践教育センター

(4) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）

学生数：学部958人，大学院49人

専任教員数：108人

助手数：0人

2 特徴

神奈川県では、「明るい長寿・福祉社会」「個性豊かな文化的社会の創造」「活力ある新たな地域経済」の実現という基本目標のもと、「活力ある神奈川、心豊かなふるさと」を実現するため、平成9年に県政運営の総合指針である「かながわ新総合計画21」を策定した。

その中で「保健・医療・福祉を担う人材の確保」の主要政策として、「保健・医療・福祉人材養成の新拠点整備」を位置づけるとともに、県が重点的かつ総合的に取り組む施策群である21世紀を展望した重点プロジェクトの一つとして「保健・医療・福祉の人材づくり」を位置づけ、保健・医療・福祉の総合的人材を養成する新たな拠点づくりのため、県立保健福祉大学の整備に取り組むことが決まった。

さらに平成19年にまとめられた「神奈川力構想」では、神奈川県内の保健・医療・福祉人材の養成の充実及び現任者教育の充実と専門性の向上が主要施策として掲げられ、その拠点として本学が位置づけられている。

本学では、次の3点（①保健・医療・福祉の連携と総合化②生涯にわたる継続教育の重視③地域社会への貢献）を基本理念としつつ、国際的視野に立ってより新しい文化を創造する拠点として教育・研究を行っている。

また、本学では、4年制大学としての保健福祉学部に加え、大学の附置機関として実践教育センターを設置し、大学の基本理念のひとつである「生涯にわたる継続教育の重視」を具体化する現任教育機関として、保健・医療・福祉の分野で既に活躍している様々な職種の方々の一層のレベルアップを図っている。さらに、平成19年4月からは、保健・医療・福祉にかかわる広い理解を持って、それぞれの分野と連携・協力をめざすことのできる高度

専門職業人を育成することを目標に大学院を設置した。その上で、本学の特徴として次の4点をあげる。

① 「ヒューマンサービス論」の開設

本学では、基本理念である「保健・医療・福祉の連携と総合化」「ヒューマンサービス」を実践するために必要な幅広い知識や、豊かな教養を身につける必要性について学生一人ひとりが深く理解し、本学で様々な科目を学ぶ意欲を育むことをめざしている。

そのため本学の理念を象徴する科目として「ヒューマンサービス論Ⅰ」を1年次、さらに4年次に「ヒューマンサービス論Ⅱ」を必修科目として設置し、学長以下学部長、各学科長が中心となって本科目を担当し、本学の教育の理念・目標を学生とともに学ぶこととしている。

このヒューマンサービスという基本概念は、わが国には十分浸透していない新しい分野であることから、概念を共有するために、教員有志による各国、特に米国の主要文献収集に努めるなどしている。また、全米ヒューマンサービス学会及び全米ヒューマンサービス教育連盟に教員を派遣して交流を図り、同学会機関誌に本学の教育が取り上げられたこともある。また、米国より全米ヒューマンサービス教育連盟の中核教員を招き、協働研究を行い、それを機に本学のヒューマンサービス教育について共同研究発表を行っている。

さらに、単位互換の問い合わせも受けている。

② 連携実践教育科目の開設

「保健・医療・福祉の連携と総合化」を実現するためには、専門分野だけでなく、他分野の各専門職の役割・現状・課題について把握していなくてはならない。そこで「健康論」など、連携実践教育科目を開設している。

③ 病院や社会福祉施設など現場での学習・体験の重視

保健・医療・福祉の様々な場面における実践や、利用者の状況を理解する実習を多く取り入れている。

④ 現任教育機関「実践教育センター」の設置

すでに保健・医療・福祉の各分野で活躍されている様々な職種の方のより一層のレベルアップのため、指導・管理者養成、高度専門等の各教育研修を実施し、地域が抱える課題解決のための実践研究に取り組んでいる。また専門職の方々の、自主的な研究活動等の場としても活用することができる。

II 目的

1 本学の基本理念及び教育目標

本学は、平成 15 年、時代が求める人材を育成することを目標に、国際的視野に立ってより新しい文化を創造する拠点として開学した。本学の基本理念は、次の 3 点である。

(1) 保健・医療・福祉の連携と総合化

高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、深い洞察力、鋭い感性を備えてヒューマンサービスを実践できる人材を育成する。

また、保健・医療・福祉の各領域に関わる幅広い知識・技術が修得できる教育を行い、専門分化された縦割りの人材育成ではなく、総合的な幅広い知識と技術を身に付けた、トータルなサービスのできる人材の育成を目指す。

さらに、医療、看護、介護技術の進歩に対応できるしっかりとした基礎教育を身に付けるとともに、新たな知識を活用し、応用し、地域社会の発展はもとより国際的にも貢献しうる高い資質を持つ有為の人材を育成する。

(2) 生涯にわたる継続教育の重視

医療技術の高度化・専門化、保健・医療・福祉サービスの連携・総合化が求められる中で、専門性の向上のみならず関連領域に関する幅広い知識・技術の修得などに関するニーズの高まりとともに、時代の変化に応じた継続教育はますます必要になってきている。

こうした在職者等のニーズにも応え、保健・医療・福祉を担う人材の資質の向上と充実を図るため、専門職としての基礎教育のうえに、医療技術等の高度化・専門化や在宅医療や在宅介護など多様なニーズに対応できる在職者を育成するための継続教育を行う。

(3) 地域社会への貢献

常に社会環境の変化や新たなニーズに対応して、保健・医療・福祉サービスの向上を目指す実践的な研究を行うとともに、地域に根ざして教育的資源を有効に活用し、市民参画のもとコミュニティ形成の一翼を担う開かれた大学を目指す。

2 学士課程（保健福祉学部）の教育目標

本学の基本理念をふまえた上で、教育目標として、以下の 6 項目をもってあたっている。

- (1) かけがえのない存在である「ひと」を深く理解するとともに、豊かな人間関係を築く力を培う。
- (2) 人々のニーズやコミュニティが抱える様々な課題を広い視野で考察、分析し、市民との協働により解決する力を培う。
- (3) 人々にとって最適な保健・医療・福祉サービスを提供するため、常に科学的根拠に基づく判断力を持ち、高い倫理観や人権意識を基盤とした実践力を培う。
- (4) 保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う。
- (5) 専門領域における基礎的知識や技術を十分理解するとともに、主体的に学問を探究し、真理を追究する姿勢を培う。
- (6) 国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として、広く世界に貢献する力を培う。

3 修士課程（保健福祉学研究科）の教育目標

少子高齢化の進展に伴い、療養・介護期間の長期化への対応や在宅ケアの拡充と質の向上、利用者本位のサービス提供の基盤づくりなどの課題が増大しており、高齢期においても住み慣れた地域で質の高い生活を送れるような保健・医療・福祉の連携した取組みが求められている。

このようなニーズに応えるため、本学修士課程では「保健・医療・福祉の連携と総合化を念頭に置きつつ、これらを全体的に理解するとともに、各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進」を目的として、保健・医療・福祉にかかわる広い理解を持ってそれぞれの分野と、連携・協力をめざすことのできる高度専門職業人を育成するため、教育目標として、以下の3項目をもってあたっている。

- (1) 保健・医療・福祉の諸問題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会へ発信できる能力を持つ人材の育成
- (2) 行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材の育成
- (3) 現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらにこれを高めていく人材の育成

4 実践教育センターの教育目標

実践教育センターでは、医療、看護、介護技術の高度化・専門化や在宅医療、在宅介護など多様なニーズに対応できる保健・医療・福祉人材の育成をめざし、以下の3項目を主要な教育目標として教育研修を実施している。

- (1) 職業倫理や人権意識を磨くなど、より深く人を理解するための高い教養を身につける。
- (2) 医療・看護・介護技術等の高度化に対応する専門知識・技術の向上を図る。
- (3) 関連する分野を理解し、保健・医療・福祉の連携を実践する能力の向上を図る。

また、病院や福祉施設等の方々とともに、地域が抱える課題を解決するため各学科・専攻の垣根を越えて協働研究の場を大学全体として形成し、実践研究にも取り組んでいる。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到係る状況】

大学学則第 1 条 (資料 1-1-①-A) に本学の目的を定め、さらにそれに基づいた基本理念として「保健・医療・福祉の連携と総合化」「生涯にわたる継続教育の重視」「地域社会への貢献」を定めている。

この基本理念は、学生便覧 (別添資料 1-1-①-1 p2、3)、大学パンフレット (別添資料 1-1-①-2 p3、4)、ホームページ (<http://www.kuhs.ac.jp/rinen.htm>) などに明示されている。

資料 1-1-①-A 本学の目的

第 1 条 神奈川県立保健福祉大学 (以下「本学」という。) は、保健、医療及び福祉の各領域に関わる総合的な知識技術とともに豊かな人間性を兼ね備えたヒューマン・サービスを実践できる人材を育成し、もって県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(出典 大学学則)

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、大学の目的、基本理念及び養成しようとする人材像などが明確に定められている。

観点 1-1-②: 目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学の目的は、大学学則第 1 条 (資料 1-1-①-A) に定めたとおりであり、また基本理念も学生便覧等に示したとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の目的は学校教育法第 83 条の規定から外れるものではない。

観点 1-1-③: 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学は、平成 19 年 4 月に保健福祉学研究科修士課程を開設し、大学院学則第 1 条（資料 1-1-③-A）にその目的を定めている。また、教育理念（資料 1-1-③-B）と教育目標（資料 1-1-③-C）を研究科便覧（別添資料 1-1-③-1 p1、2）に掲げている。

資料 1-1-③-A 大学院の目的

第 1 条 神奈川県立保健福祉大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健・医療・福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（出典 大学院学則）

資料 1-1-③-B 大学院の教育理念

少子高齢社会の進展に伴い、療養・介護期間の長期化への対応や在宅ケアの拡充と質の向上、利用者本位のサービス提供の基盤づくりなどの課題が増大しており、高齢期においても住み慣れた地域で質の高い生活を送れるような保健・医療・福祉の連携した取り組みが求められています。

このようなニーズに応えるため、本学大学院では「保健・医療・福祉の連携と総合化を念頭に置きつつ、これらを全体的に理解するとともに、各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進」を目的として、保健・医療・福祉にかかわる広い理解を持ってそれぞれの分野と連携、協力をめざすことのできる高度専門職業人を育成することを目標にしています。

（出典 2008 研究科便覧）

資料 1-1-③-C 大学院の教育目標

- 保健医療福祉の諸問題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会へ発信できる能力を持つ人材の育成
- 行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材の育成
- 現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらに高める人材の育成

（出典 2008 研究科便覧）

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本大学院の目的は学校教育法第 99 条の規定から外れるものではない。

観点 1-2-①: 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的が明示された学生便覧（別添資料 1-1-①-1）を全教職員、全学生に配布し周知を図っている。またヒューマンサービス論Ⅰを 1 年次、ヒューマンサービス論Ⅱを 4 年次に必修科目として開講し、学長以下学部長、各学科長が中心となって本科目を担当し、本学の目的・理念を学生に周知させている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の目的は大学の構成員に適切に周知されている。

観点 1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的となる基本理念や教育理念は大学パンフレット（別添資料 1-1-①-2 p3、4、9、33）やホームページ（<http://www.kuhs.ac.jp/rinen.htm> <http://www.kuhs.ac.jp/gakubu.htm#rinen> <http://www.kuhs.ac.jp/daigakuin.htm>）に掲載し、社会に公表している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的となる基本理念や教育理念は、大学パンフレットやホームページに掲載されており、広く社会に公開されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ヒューマンサービスを実践できる人材を育成するためヒューマンサービス論を必修科目・基幹科目に位置付けて本学の目的・理念を学生、教職員及び社会に周知している点

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学の目的は、保健、医療及び福祉の各領域に関わる総合的な知識技術とともに豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材を育成し、もって県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することである。さらにそれに基づいた基本理念として「保健・医療・福祉の連携と総合化」「生涯にわたる継続教育の重視」「地域社会への貢献」を定めている。

また大学院は、本学の目的・基本理念をいしずえに、保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健・医療・福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としている。

本学の目的・理念が明示された学生便覧を全教職員、全学生に配布するとともに、学部では、ヒューマンサービス論Ⅰ、ヒューマンサービス論Ⅱを必修科目として開講し、学長以下教員が一丸となって本科目を担当し、本学の目的・理念を学生に周知させている。大学院では、ヒューマンサービス特論を基幹科目として開設している。

これらの目的や教育理念は大学パンフレットやホームページに掲載し、社会に公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

学士課程における教育研究の目的を達成するため、本学では看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科（理学療法学専攻・作業療法学専攻）の4学科（2専攻）を置き、さらに基礎教育を担当する教員組織として人間総合・専門基礎担当を置いている。この構成は、「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う」という本学保健福祉学部の教育目標を達成するためになされており、総合的・基礎的な分野と専門分野との間に「くさび」を打ち込むことで早い時期から専門分野のカリキュラムと連携・協働のカリキュラムを組んでおり、学科それぞれの専門領域の知識・技術を修得させるとともに、人間総合・専門基礎においては総合的・基礎的な知識・技術と併せて、連携して協働できる力を修得させることを意図している。

上記の学部・学科の構成により、例えば、学士課程の理念・目標達成のための象徴科目であるヒューマンサービス論Ⅰ、Ⅱや、連携実践教育科目である地域保健医療福祉連携論などの教育を5つの学科等が協働して取組めるよう配慮している（別添資料2-1-①-1 p1、2、62）。

また、ヒューマンサービス論の教育実践のためのヒューマンサービス用語集（別添資料2-1-①-2）を学内全学科、全教員の連携のもと編集・公刊している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の学部、学科の構成は、教育研究の目的を達成する上で適切である。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学では、17人の教員からなる人間総合・専門基礎担当を中心に教養教育の実施に当たっている（一部の科目については非常勤講師が担当している）。さらに平成19年10月からは、全学的な組織としてカリキュラム検討委員会を発足させ、全学的に教養教育のあり方について議論を行っている。

それぞれの科目については、人間総合教育科目、連携実践教育科目を配置し、専門分野のみならず、幅広い知識・技術を身につけ、関連する他の分野と連携することができる人材の養成を目指している。人間総合教育科目、連携実践教育科目は、人間形成、生涯学習、国際貢献、専門学習等の領域で構成され、学生たちは各学科・専攻の専門分野にとらわれず、様々な角度から「人とは何か」について考え、保健・医療・福祉の分野において必要とされる基礎的な知識、技術を幅広く学んでいる（別添資料1-1-①-2 p11、12）。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の教養教育の体制は適切に整備され、機能している。

観点2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

大学院には保健福祉学研究科保健福祉学専攻を置き、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーション（理学療法・作業療法）の4領域から構成されている。看護領域は科学的根拠に基づいた知識をもとに、人間と環境に働きかけて支援するヒューマンケアリングのプロセスを通して多様化する人々のニーズを捉え、他職種と連携しながら看護を提供できる高度専門職業人の育成を目的とする。栄養領域は人間栄養学を基盤とし、医療・介護現場等での栄養ケア・マネジメントの構築・運営・指導ができるより高度な栄養管理能力を有する管理栄養士の育成を目的とする。社会福祉領域は人々のニーズを全人間的に把握し、人々と協働してそのニーズを包括的に充足していくジェネリックな視点を持った行動力ある専門職の育成を目的とする。リハビリテーション領域は多様化する社会ニーズに的確に対応できる科学的根拠に基づいた、主体的問題解決能力を有する人材の育成を目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学研究科の構成は教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2-1-④： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点2-1-⑤： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

実践教育センターは、保健・医療・福祉の分野で活躍しているさまざまな職種の人材育成を図るために保健福祉大学に設置された現任教育機関である。

大学の基本理念である総合的なヒューマンサービスを担う人材の育成を目指して、介護や看護の教員養成課程、病院や施設等の管理者養成課程、急性期重症者やがん患者支援、感染管理等認定看護師養成課程、医療と福祉のそれぞれの専門性を高めるとともに連携について学ぶ「子ども支援」、「高齢者支援」、「障害児者支援」、「地域・在宅支援」、「トータルケアマネジメント」（以下「連携・専門5課程」という）など全体で11の課程を開設し、さらに、短期で専門分野の今日的な課題を学ぶことができる16の研修を実施している。

実践教育センターの設置目的や役割、組織の位置づけ、センターの開設する課程の種類については、大学条例、同条例施行規則及び大学学則（資料2-1-⑤-A～C）などに明記されている。

資料2-1-⑤-A 大学条例第5条

(実践教育センター)

第5条 大学に、保健、医療及び福祉の分野に従事する者の教育並びに同分野に関する研究を行うことを目的として、実践教育センター（以下「センター」という。）を附置する。

(出典 大学条例)

資料2-1-⑤-B 大学条例施行規則第2条

(実践教育センター)

第2条 条例第5条に規定する実践教育センター（以下「センター」という。）を横浜市旭区中尾1-5-1に置く。

- 2 センターは、医療、介護、看護等の高度化及び専門家に対応するための教育及び研修並びに地域課題の解決を目的とした研究等を行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、センターの運営については必要な事項は、学長が別に定める。

(出典 大学条例施行規則)

資料2-1-⑤-C 大学学則第4条

(実践教育センター)

第4条 本学に、実践教育センターを附置する。

- 2 実践教育センターは、医療、介護、看護等の高度化及び専門化に対応するための教育及び研修並びに地域課題の解決を目的とした研究等を行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、実践教育センターの組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(出典 大学学則)

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、実践教育センターの構成は本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学では、保健福祉学部学内委員会規程（別添資料2-2-①-1）に定めるとおり、教授会において学部の教育課程及び授業科目、授業、試験等に関する事項と学部の教育研究に関する事項を審議している。

教授会のもとには10の学内委員会を設置しており、本学の運営に関する連絡調整、企画審査等を行っている。学内委員会では教授会審議事項等のうち、学部長から諮問された内容に応じて、素案の作成、検討等が行われ、その結果は、教授会において審議、報告されている。

また、教授会開催に先立って各学科長等で構成する学科長会議を開催し、教授会で審議事項とする内容及び提出資料等についての確認を行っている。

教授会は学部長が議長となって、原則として毎月第3週の水曜日に開催されており、必要に応じて臨時教授会も開かれる。平成19年度は計11回開催された。

大学院の運営に関しては、常勤の大学院専任及び兼任教員からなる研究科委員会を設置し、教育活動に係る重要事項を審議している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の教授会等は適切に活動を行っている。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点到に係る状況】

学部の教育課程や教育方法等を検討する委員会として、教務委員会があり、その下に実習センター運営委員会、カリキュラム検討委員会さらに時間割検討ワーキンググループを置いている。教務委員会は、選任された教員を委員長とし、各学科・専攻及び人間総合・専門基礎担当から各 1 名、計 6 名で構成され、教育課程の編成及び履修、学生の動向（入学、休学、退学、卒業等）等に関することを検討している。

実習センター運営委員会と時間割ワーキンググループも、各学科・専攻及び人間総合・専門基礎担当から各 1 名の計 6 名で構成し、臨床実習計画及び運営に関する事項と時間割の作成に関する事項を担当している。

カリキュラム検討委員会は看護学科 2 名、社会福祉学科 2 名、栄養学科 2 名、理学療法学専攻 1 名、作業療法学専攻 1 名、人間総合・専門基礎担当から 1 名の計 9 名で構成され、本学の理念とカリキュラムの構成に関する事項を担当している。

これらはそれぞれ毎月 1 回定例会を開き、必要時には臨時で開催し、審議内容は議事録に記録している。

大学院に関しては、研究科委員会の下に研究科運営会議を置き、教育課程や方法に関するより詳細な検討についてはその下部組織となるカリキュラム検討ワーキンググループにおいて議論を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では教務委員会等の組織が適切に構成され、質量ともに十分な議論・検討が行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・専門性を持った 4 学科と人間総合・専門基礎担当を置いて幅広い知識・技術を身につけ、関連する他の専門分野と連携することができる人材の養成を目指している点
- ・保健・医療・福祉の分野で既に活躍しているさまざまな職種の者の人材育成を図るため、現任教育機関である実践教育センターを設けている点
- ・学部の教育課程や教育方法等を詳細に検討するため教務委員会のもとに置かれた実習センター運営委員会、カリキュラム検討委員会、時間割検討ワーキンググループがそれぞれ適切に機能している点

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準 2 の自己評価の概要

本学では、教育研究組織として保健福祉学部、大学院保健福祉学研究科、実践教育センターを設けている。

学部には看護、栄養、社会福祉、リハビリテーション（理学療法学専攻・作業療法学専攻）の4学科（2専攻）と、さらに人間総合・専門基礎担当を置いている。この構成は「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う」という教育目標を達成するため、4学科それぞれの専門領域の知識・技術を修得させるとともに、教養教育を担う人間総合・専門基礎担当においては、幅広い知識・技術を身につけ、関連する他の専門分野と連携することができる人材の養成を目指している。

大学院には保健福祉学研究科保健福祉学専攻を置き、学士課程と同じく4領域で構成され、それぞれ特徴のある高度専門職業人を育成することを目的としている。これらを連携する教育課程では、「ヒューマンサービス特論」を基幹科目とし、連携基礎科目群と実践科目群を設けている。

実践教育センターは、保健・医療・福祉の分野で既に活躍しているさまざまな職種の人材育成を図るための現任教育機関である。

本学では、教育活動等に係る事項を審議するために、教授会のもとに10の学内委員会を設置しており、教授会審議事項等のうち、学部長から諮問された内容に応じて、素案の作成、検討等が行われ、その結果は、教授会において審議、報告される。

教務委員会は学内委員会のひとつとして学部の教育課程や教育方法等を検討している。そのもとに、臨床実習計画及び実習運営を担当している実習センター運営委員会、カリキュラムの構成を担当しているカリキュラム検討委員会、さらに時間割検討ワーキンググループを置いている。教務委員会及びこれらの各委員会は、各学科及び人間総合・専門基礎担当から選出された教員で構成されており、毎月1回定例会が開催されている。

大学院の運営に関しては、大学院専任及び兼任教員からなる研究科委員会を設置し、教育活動に係る重要事項を審議している。研究科委員会のもとに研究科運営会議を置き、さらにカリキュラム検討ワーキンググループがあり、教育課程や方法に関するより詳細な検討を行っている。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学学部においては、各分野の専門知識・技術を確実に習得するだけでなく、他の領域の人々とも幅広く連携し協働できる人材の育成を目指している。

その上で各学科の専門性が縦割りにつながらないように、人間総合・専門基礎担当を置き、保健・医療・福祉に関する幅広い知識・技術を身につけられるような体制を整えている。

また各学科の編成に当たっては各学科の特性に鑑み、看護学科においては講座制、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科においては学科目制に準じた形で教員組織の編成を行っている。

また、大学院においては、教育目標として現場で実践した内容を体系的に整理・発信できる人材の育成を目指していることを踏まえ、各領域の専門科目については専任教員が指導するような編成を行っているが、基礎的な科目については、各領域において県内の現場の第一線で活躍している者を数多く講師として迎え、教育目標の達成ができるような教員組織編成を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学は適切な教員組織を編成している。

観点 3-1-②： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

教育課程は、大学学則第 29 条～35 条（別添資料 3-1-②-1 p107～109）に則って遂行され、教員は大学設置基準第 12～13 条に基づき確保している。

また、学部の学生定員については、全学科、学年合わせて 880 名であり、これに対し、現在 189 名（本学専任 107 名、非常勤 82 名）の教員で教育を行っている（学生定員の内訳は、看護学科 320 名、栄養学科 160 名、社会福祉学科 240 名、リハビリテーション学科 160 名）。

さらに大学院の学生定員については、全学年合わせて 40 名であり、これに対し、現在 67 名（本学専任 45 名、非常勤 22 名）の教員で教育を行っている（1 学年当たり 20 名）。

教員の配置状況（資料 3-1-②-A、B）、研究分野、教育活動については、シラバス等で公表している。

資料 3-1-②-A 本学学部の教員現員数 （平成 20 年 5 月 1 日現在）

区 分	教授	准教授	講師	助教	非常勤講師	計
人 数	37	27	23	20	82	189

(注) 上記には大学院専任教員は含まない。

資料3-1-②-B 本学大学院の教員現員数 (平成20年5月1日現在)

区 分	教授	准教授	講師	助教	非常勤講師	計
人 数	27	14	4	0	22	67

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では教育にあたって必要な教員数が十分に確保されている。

観点3-1-③: 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学設置基準第13条別表第1によると、本学では42名の専任教員の確保が必要となるが、現在、本学専任教員のうちの学士課程の教育を行う教員は107名(資料3-1-③-A)おり、また主要な科目については常勤教授及び准教授が主に担当する形で教育課程を遂行している。

資料 3-1-③-A 本学専任の学士課程担当教員の配置状況 (平成20年5月1日)

	教授	准教授	講師	助教	合計
看護学科	7	7	10	9	33
栄養学科	6	4	2	4	16
社会福祉学科	10	5	3	2	20
リハビリテーション学科	6	5	4	5	20
人間総合・専門基礎担当	8	6	4	0	18
合計	37	27	23	20	107

(注) 大学院専任教員は含まない。

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準に定められている以上の専任教員数が確保されており、学士課程を遂行するのに必要な専任教員を確保している。

観点3-1-④: 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院担当教員は学部との兼務が多数であるが、修士課程の研究指導教員32名(うち教授23名)と研究指導補助教員6名を確保している(資料3-1-④-A)。なお、修士課程の講義総単位数の87%を専任教員が担当している。

資料3-1-④-A 大学院研究指導教員及び研究指導補助教員数（平成20年5月1日）

分野	領域	修士課程	
		研究指導教員	研究指導補助教員
保健福祉	看護	8 (7)	4
	栄養	4 (4)	1
	社会福祉	7 (7)	1
	リハビリテーション	13 (5)	0
合計		32 (23)	6

(注) ()内は教授数の内数

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学大学院では必要な教員数を十分に確保している。

観点3-1-⑤： 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

観点3-1-⑥： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点到に係る状況】

本学教員108名のうち、女性教員数は62名であり、全教員のおよそ57%の割合を占める。年齢構成は、資料3-1-⑥-Aに示すとおりである。

教員の採用・昇任に関しては、本学の教員採用及び昇任選考規程等を定めるとともに、採用については公募制を導入している。

教員の任期制に関しては、大学教員等の任期に関する法律第3条第1項の規定に基づき教員の任期に関する規程等を定めている。

資料3-1-⑥-A 教員配置及び性別・年齢構成（平成20年5月1日現在）

学科等別 構成		看護学科	栄養学科	社会福祉 学科	リハビリテーション 学科	人間総合・ 専門基礎担当	大学院	計
教員数（人）		33	16	20	20	18	1	108
性別 （人）	男性	1	7	12	17	9	0	46
	女性	32	9	8	3	9	1	62
平均年 齢（歳）	教授	55	58	59	56	60	71	57
	准教授	49	55	51	46	58	—	52
	講師	45	31	38	40	53	—	43
	助教	34	31	38	32	—	—	33

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから本学は、教員組織の活性化を図るための適切な措置を図っている。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。
特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育公務員特例法第3条の規定に基づき、本学の教員（教授、准教授、講師及び助教等）の採用及び昇任のための選考基準（別添資料3-2-①-1）を定めるとともに、選考の運用に関しては、保健福祉大学教員採用及び昇任選考規程（別添資料3-2-①-2）等を定め、これらに基づき実施している。

また、本学では、教員の任期制を導入し、教員の任期更新の際に、本学が定める教員の任期に関する実施要綱（別添資料3-2-①-3）の評価項目に基づき、教育上の指導能力の評価を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の教員採用・昇格は明確かつ適切な方法によって行われている。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

本学教員の教育活動に関する定期的な評価を行う組織として、自己評価委員会、教務委員会、研究委員会があり、継続的に自己点検・評価を行っている。

自己評価委員会では、平成15年度から平成17年度までの教育活動の現状を分析し、課題等に対する対処の方法、将来の改善・改革に向けた方策等について評価を行い、平成17年度に自己点検・評価報告書（別添資料3-2-②-1）を発行した。

教務委員会では、学生に対してアンケート調査を行い、授業評価報告書（別添資料3-2-②-2～9）を各年度2回とりまとめている。学生による授業評価の結果は、学内教職員専用WEB ページ上及び図書館で公開されており、自由記述の内容は担当教員にフィードバックされる。また、研究委員会では、教育研究活動報告書（別添資料3-2-②-10）を毎年度発行し、教員の教育活動実績を掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では、教員の教育活動に関して定期的な評価が行われ、その結果把握された事項に対して教員が、見直しできるよう適切に情報提供されている。

観点3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到に係る状況】

本学の教育目標は、保健・医療・福祉の各領域に関わる総合的な幅広い知識と技術を身につけ、専門領域に関わる理論と実践力を基盤に、関連する領域の人々と連携、協働しトータルなサービスを提供できる人材の育成である。そのため、多様な科目を開講し関連分野を専門とする教員が多岐にわたる教育内容を担当している。

研究も、個人研究だけでなく、学科の枠を越えた協働研究が推奨されており、その他、若手研究や共同研究等も助成金の対象となる。研究の成果は大学誌（別添資料3-3-①-1）や研究活動報告書（別添資料3-2-②-10）など冊子としてまとめられる他、学内研究会を開学以来毎年2～3回開催し、これまでに79名がその成果を発表している。また研究に当たっての倫理面への配慮については、本学に研究倫理審査委員会を設置し、国の指針を踏まえて、研究倫理規程を整備し、それに基づいて研究倫理の迅速審査を導入するなど、教員及び学生の研究活動を支援している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では教育内容と密接な関わりを持つ研究活動が活発に行われている。今後は、規程、要綱、手引書の見直しを図りながら、研究倫理審査会の体制をより充実させていきたい。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到に係る状況】

本学は専任の事務職員21名を配置している。また、その他に臨時的任用職員2名、非常勤職員21名を配置している。さらに適宜、日々雇用職員を配置し、教育支援の適切な対応を図っている。

また、本学のネットワークを保守運用するため、委託業務として、SE（システムエンジニア）を常駐させている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では教育支援者・補助者が適切に配置・活用されていると言える。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・各分野の専門知識・技術を確実に習得するだけでなく、他の領域の人々と幅広く連携し共同できる人材の育成を目指し、各学科の専門性が縦割りにならないよう、人間総合・専門基礎担当を置き、保健・医療・福祉に関する幅広い知識・技術を身につけられるような体制を整えている点
- ・現場で実践した内容を体系的に整理・発信する人材の育成のため、保健・医療・福祉の現場の第一線で活躍している者を講師として積極的に迎えている点
- ・教育内容等と関連する研究活動について、個人研究だけでなく、学科の枠を越えた協働研究が推奨されている点

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準3の自己評価の概要

本学学部の教員組織編制の基本方針は、各分野の専門知識・技術を確実に習得するだけでなく、他の領域の人々とも幅広く連携し協働できる人材の育成を目指している。その上で各学科の専門性が縦割りにならないよう、人間総合・専門基礎担当を置き、保健・医療・福祉に関する幅広い知識・技術を身につけられるような体制を整えている。規模として学生958名に対し現在189名（本学専任107名、非常勤82名）の教員が教育を行っている。

大学院においては、教育目標として現場で実践した内容を体系的に整理・発信できる人材の育成を目指していることを踏まえ、各領域の専門科目については専任教員が、基礎的な科目については、現場の第一線で活躍している者を講師として迎えている。学生49名に対し、現在67名（本学専任45名、非常勤22名）の教員で教育を行っている。

教員の採用・昇任に関しては、本学の教員採用及び昇任選考規程等を定めるとともに、採用については公募制を導入している。教員の任期制に関しては、大学教員等の任期に関する法律に基づき教員の任期に関する規程等を定めている。

教員の教育活動に関する定期的な評価を行う組織として、自己評価委員会、教務委員会、研究委員会があり、継続的に自己点検・評価を行い、自己評価書、学生アンケート調査による授業評価報告書及び教育研究活動報告書を定期的に発行し、これらを参考に教育活動の点検に努めている。

教育内容等と関連する研究活動も、個人研究だけでなく、学科の枠を越えた協働研究が推奨され、若手研究等も助成金の対象となっている。研究の成果は、大学誌や研究活動報告書として公表するほか、開学以来学内研究発表会を開催しており、そこで発表される。また、研究に当たっての倫理面への配慮については、研究倫理審査委員会を設置している。

本学の事務局は、事務局長のもとに、総務課、教務学生課及び企画課を置き、教育課程を展開しており、本学のネットワークを保守運用するため、委託業務として、システムエンジニアを常駐させている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

入学受入方針に関しては、学部、大学院ともに大学パンフレットの教育理念、教育目標（別添資料 1-1-①-2 p9、33）に記載されており、本学の理念である豊かな人間性と倫理性を基盤に保健・医療・福祉に関する高度で専門的な知識と技術を持ち、深い洞察力と共感によって人・生活・社会のニーズを感じ取り、的確に対応するヒューマンサービスが実践できる学生を受け入れることを基本としている。大学パンフレットは、例年、県内を中心に16,000部程配布されており、学外者に対して広く本学の受入方針を示している。

また、本学の入学受入方針は、大学パンフレットのほか、ホームページ (<http://www.kuhs.ac.jp/gakubu.htm>) などにも掲載されており、広く周知が図られている。また、県内高等学校の進路担当教員を対象とした入試説明会（約100名参加）、さらに受験生等をはじめ、一般人を入場対象とするオープンキャンパス（2日間で約2,000名参加）、大学祭開催日の入試説明会（約4,000名の参加者中約70名参加）などを開催している。そして、オープンキャンパスの際の模擬授業・実習や、高校を訪問して行う“出前授業”なども、本学の教育活動の実態をより深く理解してもらうために積極的に実施している。

その結果、例えばオープンキャンパスでの参加者へのアンケート調査（別添資料 4-1-①-1、オープンキャンパスで回収）の感想では、「説明会も相談会も文句なし!」「とても内容の良い説明会だった」など、受験生が本学に対する理解を深めていることを窺わせる回答が寄せられた。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の入学受入方針は明確に規定されており、適切に公表・周知されている。

観点 4-2-①： 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

本学学部における入学受入方針に沿った学生の受入方法として、一般選抜試験では、受験機会の拡大を図り、幅広く受験生を募るために、原則として前期日程と後期日程の2回の選抜で行っており、また、開学2年目から大学入試センター試験を利用している。前期・後期日程ともに、総合問題では、論理的思考力、創造力等を総合的に判定することを目的とし、また、面接試験では志願動機、学習意欲、理解力、表現力等（集団面接の場合にはチームワーク、リーダーシップ等を含めて）を評価し、いずれも点数化してセンター試験の得点と合計し、調査書等の出願書類等を合わせて総合的に判断している。

また、特別選抜試験として推薦Aと推薦Bによる選抜も実施している。推薦Aは神奈川県内の進学需要への対応及び神奈川県の保健・医療・福祉を支える人材の育成という本学設置の趣旨を踏まえて、県内在学又は在住の高校（特別支援学校高等部を含む）卒業見込み者に受験機会を提供するものである。また推薦Bは県内高校の看護科及

ひ福祉科に在籍の卒業見込み者を対象に実施するものである。推薦A、推薦Bのいずれも、小論文と面接を課し、小論文では、英文の読解力、英文を参考にした日本語による論述によって可否を判定することとし、保健・医療・福祉の国際化に貢献できる素地と視野を有する学生の受入に努めている。また小論文、面接は点数化し、調査書等の出願書類等と併せて総合的に判断している。

年度別の一般選抜（前期・後期日程）及び特別選抜（推薦A・B）の受験者数と入学者数を資料4-2-①-Aに示す。

一般選抜試験（前期・後期日程）の受験者数は、開学以来、入学者数に対しておよそ5倍前後の高い倍率で推移している。一方、特別選抜（推薦A）では、受験者数が、入学者数に対し1.8～2.8倍の間で推移している。この選抜で平成16年度に県内特別支援学校高等部の卒業生から1名の合格者を出している。また、推薦Bは、ほぼ1倍で推移し、県内の看護科及び福祉科を有する高校からの学生を受け入れている。

さらに、大学院の入試に当たっては、教育目標のひとつとして「現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらにこれを高めていく人材の育成」をうたっていることを踏まえ、「社会人特別選抜」を実施し社会人に対しても幅広く門戸を開放している（資料4-2-①-B）。

【分析結果とその根拠理由】

以上の状況から、本学の一般選抜、特別選抜（推薦A・B）及び大学院に関する選抜方法には適切な受入方法が設定されており、特別選抜は保健・医療・福祉の専門職を目指す県民に広く門戸を開いている。以上のことから、本学は公立大学としての地域貢献に荷担しつつ、実質的に機能している。

資料4-2-①-A 年度別の一般選抜（前期・後期日程）及び特別選抜（推薦A・B）の受験者数と入学者数

区分	一般選抜（前期日程） 募集人員95			一般選抜（後期日程） 募集人員15			特別選抜（推薦A） 募集人員83			特別選抜（推薦B） 募集人員7		
	受験者	入学者	倍率	受験者	入学者	倍率	受験者	入学者	倍率	受験者	入学者	倍率
平成16年度	581	90	6.4	127	29	4.4	164	83	2.0	6	6	1.0
平成17年度	548	101	5.4	176	17	10.4	233	83	2.8	8	7	1.1
平成18年度	544	112	4.9	162	16	10.1	206	83	2.5	7	6	1.2
平成19年度	359	102	3.5	87	16	5.4	193	83	2.3	6	6	1.0
平成20年度	487	95	5.1	138	25	5.5	167	95	1.8	8	6	1.3

平成15年度の一般選抜は前期日程のみを実施。平成17年度の後期日程には追加合格者を含む。

資料4-2-①-B 大学院入試における受験者数と入学者数

区分	一般選抜			社会人特別選抜		
	受験者	入学者	倍率	受験者	入学者	倍率
平成19年度	14	9	1.6	33	20	1.7
平成20年度	12	8	1.5	24	12	2.0

観点4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

受験機会の拡大、多様な学生の確保を図るなどの観点から、前項の推薦入学以外の特別選抜として、本学では社会人、私費外国人留学生、帰国生徒、編入学生の受入も行っている。

社会人選抜は、生涯教育・生涯学習という本学設置の趣旨を踏まえて実施するもので、大学入学資格を有する現在あるいは将来の保健・医療・福祉業務従事者を対象に実施している。また、私費外国人留学生と帰国生徒選抜は、国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として広く世界に貢献する力を培うという本学設置の趣旨を踏まえて実施するものであり、さらに編入学選抜は保健・医療・福祉系短期大学卒業者等を対象にして実施している。年度別の特別選抜（社会人、私費外国人留学生、帰国生徒、編入学）の受験者数と入学者数は資料4-2-②-Aのとおりである。

また、大学院については観点4-2-①でも述べたように、「社会人特別選抜」を実施し積極的に社会人学生の受け入れを行っている。

資料4-2-②-A 年度別の特別選抜（社会人、私費外国人留学生、帰国生徒、編入学）の受験者数と入学者数

区分	社会人 募集人員20 (平成19年度から17)		私費外国人留学生 募集人員若干名		帰国生徒 募集人員若干名		編入学 募集人員22	
	受験者	入学者	受験者	入学者	受験者	入学者	受験者	入学者
平成16年度	86	16	7	4	2	1	39	5
平成17年度	122	18	8	2	8	4	119	17
平成18年度	65	11	4	2	1	0	141	13
平成19年度	73	9	7	4	7	2	105	12
平成20年度	45	9	6	4	3	1	69	14

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では社会人、私費外国人留学生、帰国生徒、編入学の受け入れに関する方針を示しており、これらの入学者選抜が適切に実施されている。

観点4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜に関する本学学部の実施体制は、入試委員会（各学科の入試委員と事務局入試担当者から構成される）を中心とし、入試全般の企画、広報、選抜実施、評価、次年度へ課題の整理などを行っている（別添資料2-2-①-1）。

試験及び合否判定に当たっては、大学及び各学科の教育目標に照らして、事前に評価項目、評価基準、合否判定基準を設定し、それらにしたがって厳正に評価している。合格者の決定は、いずれの選抜方法においても、筆

記試験と面接試験の採点結果に基づいて入試委員会が判定資料を作成し、各学科の了解を得た後で、入試委員会において合格者判定原案を作成し、合否判定会議（学長、副学長、事務局長、学部長、各学科長、入試委員長から構成される）で決定のうえ、教授会で報告・承認を得ることとしている。試験結果については、簡易開示の方法を定め、受験生本人に開示している（別添資料4-2-③-1）。

また、大学院入試に関しても学部入試に準ずる形で行っており、大学院入試全般の企画、広報、選抜実施、評価、次年度へ課題の整理などは入試小委員会、合否判定に関しては、合否判定会議を行い、入学者選抜の適切な実施に努めている。

さらに面接試験に関する実施体制については、試験終了後に各学科もしくは専攻単位で、各面接グループ、面接官ごとの採点結果のばらつき等の検証を行い、年度単位で評価方法の見直しを行っている。平成16年度には、外部講師を招聘して面接技能についての研修会（演題：「入試面接技法研修会」、講師：森 昭彦氏）を開催し、全教員を対象に面接方法の改善が図られた。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の入学者選抜は公正に実施されていると言える。

観点4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

本学では、求める学生が受け入れられるように、入試委員会で各学科の意向を取入れ、毎年改善を行っている。具体的な検証については、開学6年目の現在、入試成績のデータとGPA（grade point average）スコアによる入学後の学業成績、国家試験の合格率、就職率（2006年度は98.0%、2007年度は98.2%）などのデータを比較検討することが可能になりつつある。

また、大学院に関しては開設後間もない時期ではあるが、入試小委員会及び研究科運営会議において入学者選抜についての議論が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

就職率のデータ等から判断するに、学部においては、本学の理念に沿った学生が受け入れられていると考えられる。ただし、GPAなどのデータの詳細な分析を入試体制にフィードバックするには至っていないため、今後はこれらのデータを有効に活用したうえで入試体制の改善を図ることが必要である。

大学院に関しては、今後修了生の動向等を見守りつつ、本学の理念に沿った学生が受け入れられているかどうか検討を行う必要がある。

観点 4-3-①: 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学の入学定員は学士課程220名(看護学科80名、栄養学科40名、社会福祉学科60名、リハビリテーション学科理学療法学専攻20名、リハビリテーション学科作業療法学専攻20名)、編入学22名(看護学科8名、栄養学科4名、社会福祉学科6名、リハビリテーション学科理学療法学専攻2名、リハビリテーション学科作業療法専攻2名)及び修士課程20名である。開学以来の年度別入学者数を資料4-3-①-Aに示す。

資料4-3-①-A 入学者選抜状況

年度	学科	定員	入学者	比率
平成16年度	看護	80	81	1.01
	栄養	40	44	1.10
	社会福祉	60	63	1.05
	リハビリ	40	42	1.05
平成17年度	看護	80	80	1.00
	栄養	40	45	1.13
	社会福祉	60	65	1.08
	リハビリ	40	42	1.05
平成18年度	看護	80	87	1.09
	栄養	40	41	1.03
	社会福祉	60	60	1.00
	リハビリ	40	44	1.10
平成19年度	看護	80	82	1.03
	栄養	40	40	1.00
	社会福祉	60	61	1.02
	リハビリ	40	40	1.00
	大学院	20	29	1.45
平成20年度	看護	80	87	1.09
	栄養	40	41	1.03
	社会福祉	60	65	1.08
	リハビリ	40	42	1.05
	大学院	20	20	1.00

【分析結果とその根拠理由】

開学以来の学士課程の入学者数は、定員に対する比率で見ると、(資料4-3-①-A) 1.01 から1.13までと適正水準の範囲内であり、毎年ほぼ定員どおりの受入れとなっている。

現在、保健福祉学部の在籍者数は4学年合わせて958名であり、1学年の平均者数は239.5名である。これは、毎年の募集定員242名(編入学含む)とほぼ同数であり、以上のことから本学では適切な定員管理がなされている。

大学院についても平成19、20年度の2年間で1.23倍となっており、おおむね適切な定員管理がなされている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・開学以来、適切な定員管理がなされている点

【改善を要する点】

- ・入試に関する各種データが十分に活用しきれていない点
- ・大学院に関しては、平成19年4月に開設し日が浅いため、今後の推移を注意深く見守る必要がある点

(3) 基準4の自己評価の概要

本学は、保健福祉学部のもとに看護学科、栄養学科、社会福祉学科及びリハビリテーション学科（理学療法専攻、作業療法専攻）の4学科（2専攻）を置き、さらに平成19年4月に大学院を開設した。各学科、専攻及び大学院が求める学生像や教育理念、教育目標等は、大学パンフレット、ホームページのみならず、各種入試説明会等を通して、広く周知・公表を図っている。

入学者選抜に当たっては、保健・医療・福祉の専門分野のみならず、本学の教育理念であるヒューマンサービスに対する熱意のある優秀な人材を確保するために多様な選抜方法を採用しており、学部においては、一般選抜（前期・後期日程）のほか、特別選抜（推薦A・B、社会人、帰国生徒、私費外国人留学生）、編入学選抜を実施している。また大学院の選抜にあっても一般選抜と別に社会人特別選抜を実施しており、多様な学生を幅広く受け入れている。

学部の一般選抜では、前期・後期日程ともに、大学入試センター試験と、本学独自の総合問題試験（論理的思考力と創造力を評価する。ただしリハビリテーション学科では課していない）、面接試験（一般的な個人面接又はチームワーク・リーダーシップ等をあわせて評価する集団面接）を課している。

推薦Aでは県内在学又は在住の高校（特別支援学校高等部を含む）卒業見込み者を、推薦Bでは県内高校の看護科及び福祉科在籍の卒業見込み者を対象とし、いずれも小論文試験（英文の読解力、英文を参考にした日本語による論述）と面接試験（個人・集団）の結果から合否の決定を行っている。

社会人選抜では、生涯教育・生涯学習という本学設置の趣旨を踏まえて、保健・医療・福祉業務従事者等を主な対象として実施し、編入学選抜では保健・医療・福祉系短期大学卒業者等を対象に実施している。また、国際コミュニティへの貢献という本学設置の趣旨を踏まえて私費外国人留学生と帰国生徒を対象とした選抜試験も実施している。さらに大学院選抜では現場で働く社会人等を主な対象に実施している。

これらの入学者選抜は、学部については入試委員会、大学院については入試小委員会を中心に公正に実施されており、合否判定に当たっては、事前に評価基準、合否判定基準を設定し、基準にしたがって厳正に評価している。

本学の基本理念に沿った学生を受け入れるための改善が毎年行われており、開学6年目となる現在、具体的な検証（学業成績、国家試験合格率、就職率、退学率などのデータ）の結果が次第に学生の受入に反映されつつある。

また、入学定員の管理は適切に行われている。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-①: 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点到係る状況】

本学では教育目標のひとつとして「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う」ことを掲げている。また、1学部の中に4学科（リハビリテーション学科は2専攻）があり、それぞれ、看護学、栄養学、社会福祉学、理学療法学、作業療法学の学士が授与される。

授業科目は、象徴科目群、人間総合教育科目群、連携実践教育科目群、専門創造教育科目群の4群から体系的に構成されている（別添資料1-1-①-1 p12、13）。象徴科目群は、大学の理念を習得するための科目からなり、1年次のヒューマンサービス論Ⅰにより理念を理解し、4年次のヒューマンサービス論Ⅱで理念を構築させる。人間総合教育科目群はさらに、自己形成・人間理解群、社会理解群、自然理解群、国際理解群、情報理解群の5群からなり、深く人間を理解するための幅広い教養を習得することを目的とする。連携実践教育科目群では、保健・医療・福祉の連携に必要な幅広い知識や技術を学び、総合的なサービスを提供するための連携実践能力を養う。専門創造教育科目群では、各学科の専門的な知識、技術を学ぶとともに、将来にわたって学び続ける意欲を培っている。

【分析結果とその根拠理由】

授業科目は体系的に大学の理念のもとで学習できるようにカリキュラムが構成されている。講義・演習・実習を有機的に組み合わせ、ヒューマンサービスを実践できる保健・医療・福祉分野の専門家育成のために必要な科目を段階的に配置している。

以上のことから、本学では適切な授業科目がバランスよく配置され、体系的に編成されていると言える。

観点 5-1-②: 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

授業は5つの基本的枠組みで構成されている。象徴科目では本学の基本理念であるヒューマンサービスを深く理解させ、人間総合教育科目ではこれを実践するために必要とされる幅広い教養や知識を身につけさせ、連携実践教育科目では本学が特色とする保健・医療・福祉の連携に基づく総合的なサービスを提供できる能力を養い、専門創造教育科目では各学科の専門分野に関する知識や技術を習得させ、卒業研究ではそれまでの知識や技術を基に創造性を育成することを目的とし、各授業はこれらの趣旨に沿って行われている（別添資料1-1-①-1 p12、13）。

象徴科目のヒューマンサービス論は、入学直後（Ⅰ）と卒業を控えた4年次（Ⅱ）に配置され、授業は全学科

の教員が連携して実施している。また、連携実践教育科目の基本科目では保健・医療・福祉に関する制度や活動を理解するために保健医療福祉論が1年次の必修科目となっており、この授業も全学科の教員が連携して実施している（別添資料2-1-①-1 p49）。

【分析結果とその根拠理由】

学生が専門分野に関する知識・技術のみならず関連分野についても理解を深め、総合的に保健・医療・福祉を学ぶことができるように、4年間を通して効果的に科目が配分され、体系的に学べるカリキュラムとなっている。

観点5-1-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものであるか。

【観点到係る状況】

各学問分野における研究成果が、本学の象徴科目と連携実践教育科目、4学科の主要科目の授業内容にどのように反映されているかを資料に示す（別添資料5-1-③-1）。

本学の基本理念である、保健・医療・福祉の連携と総合化、生涯にわたる継続教育の重視、地域社会への貢献、を達成することを目標に授業科目構成が生まれ、それらと研究成果との一体化を目指している。具体例としては、例えば本学の教育理念の基盤となるヒューマンサービス論Ⅰ・Ⅱにおいて、アメリカのヒューマンサービスの教育・実践先駆者とのシンポジウム等を授業の中で開催し、本学が進めているヒューマンサービスと対比して、保健・医療・福祉の専門職がその国の諸制度、社会情勢の中でどのようにヒューマンサービスを展開しているか、またどのような課題等があるかを提示し、事例研究などを行っている。

また、学内教育の集大成である4年次の卒業研究では、各教員の研究テーマを反映した卒業研究指導を実践している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では各学問分野における教育の目的達成のための基盤となる研究成果が活発に活用され、授業内容に反映されている。

観点5-1-④： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点到係る状況】

学生の進路変更などのニーズに応えるために、編入学・転入学・再入学・転学科の規程を整備し、選考のうえ許可している（別添資料3-1-②-1 p107 大学学則第25条～27条 及び別添資料1-1-①-1 p87 転学科（専攻）に関する規程）。

転・編入学生への配慮として、既修得単位の認定に関する規程を整備し単位を認定している（別添資料1-1-①-1 p82）。

同じく既修得単位の認定に関する規程により、1年次入学生のうち他大学等の卒業生には、30単位を超えない範囲で既修得単位を認めている(別添資料1-1-①-1 p82)。

学外の教育施設等(TOFLE・TOEIC)において学修した学生に対しては、学外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程を整備し、単位認定をしている(別添資料1-1-①-1 p85)。

他学科の授業は、修得した単位を卒業要件の単位に加えることはできないが、教育上や施設設備の理由による支障がない場合のみ履修することができる(別添資料1-1-①-1 p75 履修規程第2条)。

また学術の発展動向に遅れることなく常に新鮮な授業を展開できるよう、教員たちは学内において研究交流会を実施し、個々の所属する学会等の知識・技術の交流に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

以上の状況から、本学では適切な教育課程の編成がなされている。

観点5-1-⑤： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

教務委員会を中心に入学時のガイダンス及び学年別ガイダンスを4月に行い、適切な履修計画が立てられるように支援するとともに、担任制等により個別に履修指導を行っている。またGPA制度を開学2年目より導入し、成績不振者への学習指導に活用している。実習及び実験は評価の条件として4/5以上の出席を学則にて課している。

【分析結果とその根拠理由】

入学時のみならず、学年進行に応じた履修指導が行われ、実習・実験科目を中心に厳格な出席管理を行っている。また時間外の学習に関する支援体制も充実しつつあることから、本学では単位の実質化への配慮を適切に行っている。

観点5-1-⑥： 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

【観点到係る状況】

本学では基本理念のひとつとして、保健・医療・福祉の連携と総合化を掲げている。そのため体験学習を重視

しており、入学後の早い時期から実習を開始している。例えば4学科必修科目である保健医療福祉論（1年前期）では、学科混成のグループで現場見学（実習）を行い、事前・事後の学習指導を行いながら、保健・医療・福祉の現場の実践的な理解を目指している。

また、本学では少人数教育にも力を入れている。看護学科では、設定された臨床状況における問題や課題を解決するために、8名程度の少人数のグループで自己学習や討議を繰り返すPBL（問題に基づく学習法）を取り入れ、自己学習能力や問題解決能力、批判的思考を育んでいる。

さらに、象徴科目のヒューマンサービス論Ⅰ（1年前期）は、それぞれの専門分野や学術的立場から本学の中核理念であるヒューマンサービスとは何かについて論じるオムニバス形式の講義であり、ヒューマンサービス論Ⅱ（4年後期）では学科混成のグループ学習で事例検討を行い、4年間の学びや専門分野の教育を踏まえて、ヒューマンサービスを総合化することに取り組んでいる。

また全体の授業形態のバランスについては、卒業時の国家試験受験資格取得を目指しており、関係法令の規定にしたがった授業の配置を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、少人数教育や体験学習、演習を積極的に取り入れることにより、実践的な能力の育成を可能にしている。また、授業形態のバランスも関係法令にのっとって適切に配置されている。以上のことから、教育の目的に照らして本学の授業形態は適切であり、学習指導法についても十分な工夫がなされている。

観点5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

本学ではすべての科目について統一した様式のシラバスを作成している（別添資料2-1-①-1）。その基本構成として「概略」「授業計画」「テキスト」「参考文献」「評価方法」の項目が提示されており、シラバスは、冊子として学生に配付されている。

【分析結果とその根拠理由】

このようにシラバスは、学生の学習を効果的に誘導・支援するための詳細な項目を網羅し、それに応じた記載がされており、オリエンテーションやガイダンスで用いられるとともに、学生の授業外学習や履修登録の際に有効に活用されている。以上のことから、本学のシラバスは適切に作成、活用されている。

観点5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

自主学習を促すために、必読文献や参考書及びビデオのリストを作成している。科目によっては必読文献を講義期間中は貸出禁止とし、対象となる学生全員が利用できるようにしている。また解剖・生理・病態学等の理解を助ける教材として「ビジュラン」と呼ばれる視聴覚システムを学内LANに接続し、AV教材を活用した自己学習を促している。また、各実習や技術チェックの前に、夏季休業期間を含めて実習室を開放し、技術練習やビデオ学習等の自己学習ができるように調整・管理するとともに、学生の質問等に対応している。

成績確定後、教務委員会及び教務学生課を通じて各学科に成績一覧表が配布される体制を整え、基礎学力が不足している学生には、各学科において面談や電子メールによる相談を行うなど、個別に対応している。

基礎学力不足や、高等学校での選択科目の違いによる入学時の基礎学力差を補うために、高校レベルの参考書を図書館に配架している。これにより学生は、例えば専門創造教育の基礎科目となる体のしくみⅠ、解剖学、生理学Ⅰ、一般臨床医学などを、これらを入門書として自己学習ができる。

さらに栄養学科では、国家試験が日本語で出題されることを踏まえ、学内の試験においても留学生に辞書の利用をあえて認めず、日本語能力の養成を図っており、その成果がみられている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮が十分になされていると言える。

観点 5-2-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到係る状況】

成績評価は、履修規程第6条（別添資料1-1-①-1 p76）に基づき、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合して、S（90-100点）、A（80-89点）、B（70-79点）、C（60-69点）、D（59点以下）の5段階評価で行われており、C以上を合格としている。

また、学生指導及び学生の進学・就職に便宜を図るため、GPA制度を導入している。

試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法が用いられる。

学則により、試験を受けるためには講義及び演習は2/3以上、実験及び実習では4/5以上の出席が必要とすることが定められている。

成績評価基準は、本学の学生便覧の履修規程（別添資料1-1-①-1 p75～78）に明記されており、すべての学生に配布の上、入学時のオリエンテーションや新学期のガイダンス、平常のオフィスアワーにおける相談などの際に周知されている。

また、シラバスには各授業科目の単位認定方法及び基準が明記されている。履修登録をしていない科目に関しては単位認定を行わないため、その注意を喚起する文言とともに履修登録に関する詳しい案内が学生便覧に明記されているほか、履修漏れ防止策として「履修チェック結果（一覧）」等を設けている。

本学では卒業要件にしたがって卒業の可否を判断している。卒業要件は、大学学則第43条など（別添資料3-1-②-1 p110、別表1、2）に詳細に記されている。卒業に必要とされる履修単位数は学科ごとに異なるので、学生便覧では、各学科の最低取得単位数が、象徴科目、人間総合教育、連携実践教育、専門創造教育、卒業研究の5部門にわたって提示されている。卒業研究に関しては明文化された規程はないが、卒業論文が学科ごとに審査されるほか、卒業研究発表の場として、公開発表会が設けられている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では教育の目的に応じた成績評価基準及び卒業要件が組織として策定され、学生に周知されている。

観点5-3-②： 成績評価基準や卒業認定基準にしたがって、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

成績評価は、多くの科目においては基本的に定期試験の成績、平常の成績（例えば、レポートの提出、授業での発表、リアクションペーパー等）、出席状況等を勘案して総合的に行われる。

単位認定は、本学の成績評価基準などの関係規程に基づいて授業担当教員の裁量で行われるが、オムニバス形式の授業科目のように複数の教員が担当する授業においては、担当者による評価の著しいばらつきが生じないように教員同士の連携や意見交換を促す呼びかけが教務委員会から随時なされている。

また、卒業判定は最終的に教授会において行われる。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では成績評価基準や卒業要件にしたがって、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。

観点5-3-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

成績評価は基本的に授業科目担当者が成績評価基準にしたがって行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、成績評価に関しての学生からの異議申し立ては過去に発生していない。また、成績評価は、基本的に担当教員の判断に委ねるべき事項であると考えている。

成績評価の正確性を担保するため、全学的視点でいかなる措置を講じていくかは今後の課題であると判断する。

＜大学院課程＞

観点 5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点到係る状況】

大学院の教育の目的は大学院学則第 1 条に、授与される学位は同 25 条に定めている。(別添資料 5-4-①-1 p151、155)

大学院では、保健・医療・福祉の連携と総合化を念頭に置きつつ、これらを全体的に理解するとともに、各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進を目的として、保健・医療・福祉分野の高度専門職業人を育成することを目標としている。授業科目は共通必修科目、共通選択科目、専門科目の 3 つの体系から構成され、本学の基本理念の理解を促す基幹科目では、必修のヒューマンサービス特論を学ぶ。さらに共通選択科目には、政策・行政、管理、地域領域においても活躍できる人材を育成する実践科目群と、幅広い知識を習得し、他分野との連携・協力を図ることのできる能力を育成する連携基礎科目群の 2 つの科目群を配置している(別添資料 5-4-①-1 別表 1)。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程は、保健・医療・福祉分野で活躍することができる高度専門職業人の育成を目指す本大学院の目的に沿ったものになっており、目的とする学問分野や職業分野の期待にこたえうるものになっている。

観点 5-4-②： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

大学院の授業内容は全学年共通の時間割表に明示されており、授業科目の種類及び単位数を大学院学則第 18 条(別添資料 5-4-①-1 p154、155、別表 1)に教育課程の編成の趣旨に沿って挙げている。

ヒューマンサービス特論は共通必修科目として配置されており、また、各領域の専門の科目は、本学の教育目標である保健・医療・福祉の諸問題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会に発信できる能力を持つ人材や行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材、さらに実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらに高めることのできる人材の育成を目指した内容となっている。

【分析結果とその根拠理由】

授業内容は、授業科目等を大学院学則及び履修規程等において前期・後期の適切な教育課程の編成に沿った形で詳細に明示されている。今後、教育課程は適宜、検討委員会を設け、検討していく方針である。

観点 5-4-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映した
ものとなっているか。

【観点到係る状況】

各学問分野における研究成果が、本学大学院の各領域の主要科目の授業内容にどのように反映されているかを、資料に示す（別添資料 5-4-③-1）。

大学院の教育目標である、①保健・医療・福祉の諸問題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会に発信できる能力を持つ人材の育成②行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材の育成③現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識、経験を学問的に検証しつつ、さらにこれを高めていく人材の育成、を達成することを目標に授業科目構成が生まれ、それらと各学問領域の研究成果の一体化を目指している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では各学問領域における研究成果が授業内容に反映されている。

観点 5-4-④： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

研究指導教員の研究指導に基づいて、学生一人ひとりの希望や状況に応じた履修計画をたて、学習目標を明確化したうえで、授業を実施している。本学では社会人学生を受け入れていることもあり、長期履修の仕組みが採用されており、学生の希望に応じて、2年から4年までの期間で、履修計画を立てている。

共通科目を10単位、専門科目（特別研究を除く）を10単位、特別研究を10単位取得する仕組みになっており、相互の知識を組み合わせながら教育研究の充実を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は大学院開設後まだ日が浅いが、昨年度の状況を分析し、単位の実質化が適切に図られるよう注視していく必要がある。

観点 5-4-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到係る状況】

開講時間は、平日は午後5時55分から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時50分までであり、集中講義を行う際は事前に履修予定者と開講日時を調整している。また、すべて履修者の了解を得たうえで、交通の利便性がさらに高い横浜駅周辺で授業を実施することもある。さらに、履修者の希望によって、一部時間割の調整などを行ったり、口頭だけでなく、簡単な書面による意見聴取も並行して行ったりしている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、現在のところ学生からの履修上の要望は十分に満たされていると考えられる。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

【観点に係る状況】

大学院ではヒューマンサービス特論などの共通必修科目を、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーションの4領域の学生全員が履修することで、保健・医療・福祉にかかわる広い理解をもってそれぞれの分野と連携・協力をめざすことができる高度専門職の養成をめざしている。一方で、各領域にかかわる専門科目に関しては、少人数教育を念頭におき、対話・討論を重視した教育を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

今後より詳細な調査を行う必要はあるが、現在特に学生や教員からの苦情等はなく、概ね肯定的に評価されていると考えられる。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

教育課程に基づいて、授業科目ごとにシラバスを作成している。シラバスには授業科目名、授業の種類、授業内容の概要等が記載されている。学生は、シラバスを参照したうえで授業を選択し、履修している。授業はシラバスに基づいて実施されるとともに、授業評価などの際も、このシラバスが参照されている。

【分析結果とその根拠理由】

今後より詳細な調査を行う必要はあるが、現在特に学生や教員からの苦情等はなく、シラバスは概ね有効に活用されていると思われる。

観点 5-5-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

【観点到係る状況】

大学院の教育課程において、各領域ともに 10 単位の特別研究が必須である。院生の研究課題に対応した指導教員と研究補助教員により、修士論文の完成に向けた指導が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

研究課題の妥当性の検討や指導内容、指導方法等について、院生にとって有効な研究指導になり得るよう、今後、教員間の連携が十分図れるような組織づくりを検討していく予定である。

観点 5-6-②： 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

【観点到係る状況】

各院生が、それぞれの希望のもと指導教員と指導補助教員を定める複数指導体制をとっている。指導教員は指導補助教員とともに、学生と頻りに相談しながら研究課題の決定を行っている。

研究科委員会は、履修指導及び研究指導の流れを公表し、複数指導教員体制のもと、指導教員が研究指導経過を研究科委員会に随時報告する体制を整備している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、大学院では研究指導に対して、おおむね適切な取り組みが行われていると考えられる。今後は、学内外の研究助成金獲得による研究支援体制及び学生の学習環境の整備に向けた検討が求められる。

観点 5-6-③： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

学位論文の作成に係る研究指導は、研究科委員会によって公表された年間スケジュールに基づいて行われており、指導状況は研究科委員会に報告されるよう整備されている。一方、研究倫理審査委員会は倫理審査に関する詳細な手引書（別添資料 5-6-③-1）を作成し、指導教官の指導のもとに学生による研究計画の審査申請の支援体制を整備している。指導教官は、学位論文が領域を横断して専門分野の教員や学外の専門家から助言、指導を受けられるよう支援している。また、各領域において中間発表の場を設け、教員間の評価・認定に関する意識の共有化や論文の質の向上を図ることとしている。

【分析結果とその根拠理由】

開設前に決定された年間スケジュールにしたがって研究指導を行っているが、今後、手順や時期に関する課題を把握しスケジュール調整を行うことが必要である。また、研究倫理審査委員会へは修士論文のための研究計画が申請され始めており、今後の申請状況に合わせて研究倫理に関する指導体制の検討も行う予定である。

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

成績評価は、大学院履修規程第6条（別添資料1-1-③-1 p46）に基づき、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合して、S（90-100点）、A（80-89点）、B（70-79点）、C（60-69点）、D（59点以下）の5段階評価で行われており、C以上を合格としている。

また、学生指導及び学生の進学・就職に便宜を図るため、GPA制度を導入している。

試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法が用いられる。

大学院履修規程により、試験を受けるためには講義及び演習は2/3以上、実験及び実習では4/5以上の出席が必要とすることが定められている。

成績評価基準は、研究科便覧の大学院履修規程（別添資料1-1-③-1 p45~47）に明記されており、すべての学生に配布されている。また、入学時のオリエンテーションや新学期のガイダンス、平時のオフィスアワーにおける相談などの際にも周知されている。

また、シラバスには各授業科目の単位認定方法及び基準が明記されている。履修登録をしていない科目に関しては単位認定を行わないため、その注意を喚起する文言とともに履修登録に関する詳しい案内が学生便覧に明記されているほか、履修漏れ防止策として「履修チェック結果（一覧）」等を設けている。

本学では修了要件にしたがって修了の可否を判断している。修了要件は、研究科便覧及び大学院履修規程に詳細に記されている。修了に必要な履修単位数は学科ごとに異なるので、研究科便覧では、各領域の最低取得単位数が、共通必修科目、実践科目群、連携基礎科目群、専門科目、特別研究の5部門にわたって提示されている。特別研究に関しては審査規程に基づいて審査がなされている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では教育の目的に応じた成績評価基準及び修了要件が組織として策定され、学生に周知されている。

観点 5-7-②： 成績評価基準や修了認定基準にしたがって、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学内で検討、策定された成績評価基準を基に、教育課程にしたがって、院生は履修科目を決定している。単位認定は大学院学則第19条（別添資料5-4-①-1 p155）により行う。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準、修了要件ともにすでに策定されているが、成績評価基準については大学院の科目の特徴や院生の今後の進路を鑑みて内容を検討する予定である。

観点 5-7-③： 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

修士論文は、研究科委員会が学生の指導教官及び学生の属する領域教員から主査 1 名及び副査 2 名を決定し、その 3 名が論文審査に当たる。主査及び副査は提出された修士論文を審査するとともに、その論文の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、研究科委員会がこれらの結果をもとに修士課程修了の可否判定を行うこととなっている。

【分析結果とその根拠理由】

研究科委員会により審査体制は決定され公表されているが、実際の審査基準については早急に整備していく必要がある。

観点 5-7-④： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

学生は、成績評価等に関し直接科目担当教員に、または教務学生課を通じて科目担当教員に申し立てすることができる。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価について異議申し立ての制度があるが、それだけで十分な措置となりうるのか、今後の推移を見守りたい。

<専門職大学院課程>

該当なし

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・少人数教育や体験学習、演習を積極的に取り入れて実践的な能力の育成を可能にし、授業形態のバランスも適切に配置されている点

【改善を要する点】

- ・学部の成績評価の正確性をさらに高めるため、学生からの異議申し立て制度などの措置を検討する必要がある点
- ・開学してから日が浅いため、大学院の教育課程については適宜、検討委員会を設け、検討していく必要がある点

- ・大学院の研究課題の妥当性の検討や指導内容、指導方法等について、今後の推移を見守りつつ、さらなる改善に向けて検討していく必要がある点
- ・学生に対する教育的機能の訓練体制の整備に向けた検討が求められる点
- ・修了認定基準を早急に策定・周知する必要がある点
- ・修士論文に係る論文審査基準について早急に整備していく必要がある点

(3) 基準5の自己評価の概要

<保健福祉学部>

本学は、教育目標のひとつに「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う」ことを掲げ、象徴科目群、人間総合教育科目群、連携実践教育科目群、専門創造教育科目群の4群及び卒業研究の授業科目を体系的に配置している。

5つの基本的枠組みからなる授業内容に関しては、象徴科目では基本理念であるヒューマンサービスの理解、人間総合教育科目では実践に必要な幅広い教養や知識の修得、連携実践教育科目では総合的サービスを提供できる能力の育成、専門創造教育科目では各専門分野の知識や技術の習得、卒業研究では創造性の育成を目的とし、各授業はこれらの趣旨に沿って行われている。これらのことから、本学のカリキュラムは、学生が専門分野に関する知識・技術のみならず関連分野の理解を深め、保健・医療・福祉を4年間で効果的、体系的に学べるものとなっている。

また、教育研究活動報告書、学内研究発表会など、教育の目的達成のための基盤となる研究活動が活発になされ、各学問分野の研究成果と合わせて、授業内容に反映されている。さらに、転・編入学生への配慮など、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮している。少人数教育や体験学習、演習を積極的に取り入れ、実践的な能力の育成を可能にし、授業形態のバランスも適切に配置されている。

シラバスを作成して学生の学習を効果的に誘導・支援するための詳細な項目を網羅し、それに応じた記載がされおり、その活用についてもオリエンテーションやガイダンスで用いられるとともに、学生の授業外学習や履修登録で有効に利用されている。自主学習を可能とする環境づくりを行い、基礎学力不足の学生や留学生への個別学習指導も行われている。

成績評価を試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合したSABCDの5段階評価（C以上合格）導入、学生指導及び学生の進学・就職に便宜を図ることを目的としたGPA制度導入など、教育目的に応じた成績評価基準及び卒業要件が組織として策定され、学生に周知されている。成績評価、単位認定、卒業認定は、授業形態に配慮した適切な評価方法を用い、学生便覧やシラバスに明記された成績評価基準や卒業認定手続きにしたがって行われている。

また成績評価基準や卒業要件に基づき成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。成績評価に関しての学生からの異議申し立ては過去に発生していないが、成績評価の正確性を担保するため、全学的視点でいかなる措置を講じていくかは今後の課題である。

<大学院課程>

大学院では、保健・医療・福祉の連携と総合化を念頭に置きつつ、これらを全体的に理解し、各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進を目的に、授業科目は3つの科目群から構成され、基幹科目では、必修のヒュー

マンサービス特論を学び、さらに共通選択科目には連携基礎科目群と実践科目群の2科目群を配置し、教育課程は本大学院の目的に沿い、目的とする学問分野や職業分野の期待に応えるものになっている。

授業内容は、授業科目等を大学院学則及び履修規程等において詳細に明示されているが、今後、教育課程は適宜、検討委員会を設け、検討していく方針である。学術の発展動向に遅れることなく常に新鮮な授業を展開できるよう、教員たちは学内において研究交流会を実施し、個々の所属する学会等の知識・技術の交流に努めているが、授業が学生にとって有効なものとなっているかどうか、注意深く推移を見守る必要がある。

単位の実質化への配慮に関しては、研究指導教員の研究指導に基づいて、学生ひとりひとりの希望や状況に応じた個別の履修計画をたて学習目標を明確化したうえで、授業を実施している。本学では長期履修の仕組みが採用されており、学生の希望に応じて、2年から4年までの期間で、履修計画を立てている。土曜日を除き、平日は夜間を開講時間としているが、院生と主要教員が意見交換の場を持ち、授業時間など履修上の要望を聞いている。

本学ではヒューマンサービス論などの共通必修科目において4領域の学生が同じ授業を履修することで、それぞれの分野と連携・協力をめざすことができる高度専門職の養成をめざす一方で、各領域にかかわる専門科目に関しては、少人数の教育を念頭に置き、対話・討論を重視した教育を行っている。

授業科目毎にシラバスが作成され、学生は、それを参照したうえで授業を選択、履修している。授業はシラバスに基づいて実施されるとともに、授業評価などもそれを参照しながら実施されている。

研究指導に関しては、院生の研究課題に対応した指導教員と指導補助教員により、研究科委員会によって公表された年間スケジュールに基づいて行われ、その指導状況は研究科委員会に報告されるようになっている。

成績評価基準に関しては、開設前に研究科準備委員会で策定され、それに沿った成績評価が行われている。修了認定基準についても学内での検討を踏まえた上で策定されている。

修士論文に係る審査体制の整備に関しては、研究科委員会が主査1名及び副査2名を決定し、審査に当たるとともに、口頭試問を行い、研究科委員会がこれらの結果をもとに修士課程修了の合否判定を行うことになっている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①: 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

教育理念及び教育目標の中で本学の教育課程が目指す人材像を明示するとともに、それらに基づいて、象徴、人間総合教育、連携実践教育、専門創造教育の科目群を設け、教育を展開している。また、各学科で卒業時に身につけることを目標とする能力が何かを明示している。

これらの教育理念や教育目標は、ホームページや大学パンフレット等に詳しく紹介されており、受験生、教育・医療関係者にも公開されている。

学生の学習の達成状況の把握は、各科目の試験（筆記・実技）、レポート、実習評価の結果などからなされる。なお、臨地実習は、各施設の実習指導者からの情報を評価の参考としている。

さらに教務委員会を通じて学生の成績情報等を各学科の教員が把握できるようになっている。

卒業時の総括的な評価は、一部の学科がカリキュラム評価として実施している。具体的には、教員が卒業年次の学生と教員を対象にカリキュラム全般に関する調査を実施するとともに、現行の専門科目や科目群に対する意見を集約した。その後報告会を開催し、調査結果と課題を共有した上で、学科のカリキュラム改正の取り組みに活かしている。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的及び教育目標を設定するとともに、これを踏まえて各学科で学生が身につけるべき能力が明示されている。

これらの達成状況の検証・評価は、教務委員会等において適切な取り組みが行われていると判断する。4年間を通じた総括的な評価については、一部の学科で取り組みが始まっているが、今後全学的に卒業時の到達度を評価できる、組織的な取り組みを検討していく必要がある。

観点 6-1-②: 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学部では、これまでに2回の卒業生を送り出したが、平成18年度の卒業率は93.6%、平成19年度の卒業率は91.8%であった。資格試験の合格率は以下の表のとおりであり、すべての領域で全国平均よりも高い合格率を示している。

また、各学科及び専攻では、教員の熱心な指導のもと卒業研究を実施し、卒業研究の発表会及び卒業論文集を発刊している。さらに、リハビリテーション学科作業療法学専攻においては、世界作業療法連盟（WFOT）の認定

校としての審査を受け合格している。これによって、本学の作業療法学専攻を修了した学生は、国際的な作業療法士試験受験資格を修得したこととなる。

資料6-1-②-A 平成18年度卒業生の国家試験結果

	看護師	保健師	助産師	管理栄養士	社会福祉士	精神保健福祉士	理学療法士	作業療法士
受験者数	70	73	7	43	59	14	19	18
合格者数	69	73	7	42	34	11	19	17
合格率	98.6%	100%	100%	97.7%	57.6%	78.6%	100%	94.4%
全国平均	90.6%	99.0%	94.3%	*81.8%	27.4%	60.3%	93.2%	85.8%
			35.2%					

資料6-1-②-B 平成19年度卒業生の国家試験結果

	看護師	保健師	助産師	管理栄養士	社会福祉士	精神保健福祉士	理学療法士	作業療法士
受験者数	76	79	7	43	71	16	20	22
合格者数	74	76	7	37	51	14	20	21
合格率	97.4%	96.2%	100%	86.0%	71.8%	87.5%	100%	95.5%
全国平均	94.6%	92.0%	98.3%	*80.6%	30.6%	60.4%	86.6%	73.6%
			31.6%					

*マークは養成校の全国平均値

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の教育における在学生在が身に付ける学力や資質・能力については、卒業状況、資格取得状況、国際的教育機関としての認定から判断して、成果や効果が十分に上がっている。

観点6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では平成16年度より、学生による授業評価の調査を原則として全科目対象に実施している。調査結果からもわかるように、学生の授業に対する評価はおおむね良好である（別添資料3-2-②-2～9各資料p1）。

特に、各期の演習・実験・実習の課題の習得度を問う質問（別添資料3-2-②-2～9各資料p1の「演習・実験・実習」の「学部全体授業評価結果」のうち、「自己評価」領域内の「課題は習得できた」との項目）については、資料6-1-③-Aのとおり每期高い評価を得ている。

資料6-1-③-A

平成16～19年度の演習・実験・実習に対する学生の課題習得度に関する調査結果（平均点）

	H16 前期	H16 後期	H17 前期	H17 後期	H18 前期	H18 後期	H19 前期	H19 後期
評価（5点満点）	3.69	3.66	3.81	3.86	3.93	3.81	3.90	3.91

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の教育の成果や効果は十分に上がっているといえる。

観点 6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

開学後、初の学部卒業生となった平成 18 年度の進路状況は、就職率 98%、進学率 5.4%である。全学的に医療機関、福祉施設、地方自治体への就職が多く、栄養学科と社会福祉学科においては民間企業、看護学科と栄養学科においては学校等への就職が見られる。それらの所在地は県内が約 75%である。また平成 19 年度も就職率 98.2%（県内就職率は 70%）を記録するなど、前年度同様の結果を残している。

なお大学院については平成 19 年度開設のため修了生はまだ出ていない。

【分析結果とその根拠理由】

学部卒業生の国家試験合格率はすべての職種において全国平均を上回り、県民の期待に応えるものとなっている。さらに県内への高い就職率から、県立大学として地域密着が十分にできている。

観点 6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 19 年 3 月に初めての卒業生を出したばかりであるが、就職先訪問時には卒業生は高い評価を受けており、また卒業生も概ね満足のいく就職であったとしている。

しかしながら、それらの評価が教育の成果や効果の表れと言い切れるだけの、十分な調査はまだ行われていない。

【分析結果とその根拠理由】

一部の就職先や卒業生からの評判は、実習地等の訪問の際に何う程度であるが、全体的に好意的な意見が多く聞かれる。今後はしかるべき時期に、卒業生と就職先の双方から組織的に意見を聴取し、その分析結果を把握し今後の本学の教育のあり方に反映させる取り組みが必要と考えている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・卒業状況や資格試験合格率等から判断して、本学の教育の成果や効果が十分に上がっている点
- ・リハビリテーション学科作業療法学専攻が世界作業療法連盟（WFOT）の認定校審査に合格し国際的教育機関としての認定されている点

【改善を要する点】

- ・4年間を通じた総括的評価について、大学として、卒業時の到達度を評価できるような組織的な取組みを検討していく必要がある点
- ・教育成果や効果に関しての就職先等の関係者からの意見について、今後、卒業生と就職先の双方から組織的な意見を聴取し、その分析結果を反映させる取組みが必要である点

(3) 基準6の自己評価の概要

本学の求める学生像等については、大学の目的及び教育目標を設定するとともに、これを踏まえて各学科で学生が身につけるべき能力が明示され、大学ホームページや大学パンフレット等にも詳しく紹介され、受験生、教育・医療関係者に対しても公開されている。

学生の学習の達成状況の把握は、科目毎の試験、レポート等からの情報を評価の参考にし、教務委員会を通じて学生の成績情報等を各学科の教員が把握できるようになっている。また、達成状況の検証・評価に関しても、教務委員会等において適切な取組みが行われている。4年間を通じての総括的な評価については、一部の学科で取組みが始まっているが、大学として、卒業時の到達度を評価できるような組織的な取組みを検討していく必要がある。

教育成果、効果に関しては、卒業率、資格試験合格率、国際的教育機関としての認定から判断して、その成果や効果が十分に上がっていると思われる。また、リハビリテーション学科作業療法学専攻においては、世界作業療法連盟（WFOT）の認定校としての審査を受け合格した。

本学では平成16年度より、学生による授業評価の調査を原則として全科目対象に実施し、その結果から学生の授業に対する評価はおおむね良好で、特に各期の演習・実験・実習の課題の習得度については、每期高い評価を得ており、本学の教育の成果や効果は上がっていると考えられる。

第1回、2回の学部卒業生の進路状況は極めて良好である。就職は、全学的に医療機関、福祉施設、地方自治体への就職が多い。栄養学科と社会福祉学科においては民間企業への、看護学科と栄養学科においては学校等への就職が見られる。県内就職率は約7割であった。高い資格取得率、地元定着など、卒業後の進路の状況等の実績や成果については、県民の期待に応えたものとなっている。なお大学院については修了生はまだ出ていない。

一部の就職先からの高い評価や卒業生から概ね満足 of いく就職であったという報告が寄せられるが、しかるべき時期に、卒業生と就職先の双方から組織的な意見を聴取し、その分析結果を反映させる取組みが必要である。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

授業科目に関するガイダンスは、年度当初に新生に対して行う全体オリエンテーションや、所属学科ごとの説明会において、教務委員を中心になされている。また、在学生については学科ごとに教務委員を中心に説明を実施し、休学や単位未修得などの問題を抱えている学生については個別に対応している。また、看護・栄養・社会福祉の各学科には、国家資格取得のためのコース（資料7-1-①-A）が設置されており、コースの担当教員を中心に授業科目のガイダンスとは別にガイダンスを実施している。

また、大学院の学生に関しては、出願時にメール等による個別相談の期間を設け、研究内容と指導教員等に係る入学後のミスマッチを事前に防ぐよう配慮がなされている。

資料7-1-①-A 本学が設置するコースの概要

学科名	コース名	定員
看護学科	助産師課程（コース）	10人
	養護教諭一種課程（コース）	20人
	社会福祉士課程（コース）	20人
栄養学科	栄養教諭一種課程（コース）	20人
社会福祉学科	介護福祉士課程（コース）	20人
	精神保健福祉士課程（コース）	20人

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では各種ガイダンスが適切に実施されている。

観点7-1-②： 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

全学的に担任制を採用しており、各学年で1名～3名の教員を配置し、学生委員会を中心に学生に関する情報交換をしながら履修上の相談や履修登録ミスがあった学生の対応、成績不振者の個別面談・助言などを行っている。またゼミの中でも、学習状況の把握や個々の学生からの相談に応じている。さらに、入学当初にチューター制を取り入れ、学科を横断した8～9名程度のグループを構成し、各グループ1名の教員が配置され、入学時の学習への不安等相談に応じている。

学生には入学時にメールアドレスが割り当てられ、また教職員のメールアドレスが学生に開示されているため、必要に応じて学生、教職員の間でメールによる相談、助言を行うことが可能である。また、全教員に

オフィスアワーが設定され、学生が自由に相談できる体制となっている。さらに学科によっては電子メール等でメーリングリストを作成し、クラス全員に連絡や助言が必要なときに活用している。

また、大学院においても、メール等において指導教員と学生が連絡を密にとっている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では学生に対しきめ細かい支援等が行われているといえる。

観点 7-1-③： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到係る状況】

本学では原則として半期ごとに学生による授業評価を実施している。評価結果は外部委託業者により集計され、取りまとめられた報告書は図書館で閲覧することができる。また、教員にはコメント等が返却され、授業改善の参考として活用できるようになっている。

さらに授業の初期段階などで任意にリアクションペーパーを学生に記載させることで、学生からの学習支援に関するニーズを汲み取っている。また、担任制、オフィスアワー等によっても、学生のニーズをくみ上げている。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関する学生のニーズは授業評価、リアクションペーパー、担任制等で十分くみ上げることができており、適切に把握されている。

観点 7-1-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-1-⑤： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到係る状況】

本学には保健福祉学部全体で 13 名の留学生が在学している。留学生に対しては個別指導や国際協働専門部会主催の教員、学生との懇親会の開催等を通して、彼らが学校に溶け込めるよう配慮をしている。

また、平成 16 年度には電動車椅子を使用する学生が入学したが、本学は開学時からバリアフリーに配慮した設備（トイレ、エレベーター、いす、机等）を設けていたため、入学に際し特別な対応をすることなく受け入れることができた。

社会人学生や編入生に関しては、教員全員で学習状況に問題がないか注意して関わっている。また、必要

に応じて、教務委員、進路支援委員、場合によっては学科長などと協力、調整しつつ相談、指導に当たっている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では留学生、社会人学生、編入学生等に対して適切な支援が行われている。

観点 7-2-①： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

本学の自主学習の場として LL 教室 2 室、情報実習室 2 室があり、合計 196 台のパソコン端末を整備し 21 時まで利用できる。それ以外に演習室、小講義室は届出があれば使用でき、多くの学生が集まり自主的な勉強会を開催している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから本学では自主学習環境が十分に整備され、活用されている。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

平成 20 年 5 月現在、体育系 17、文化系 14 のサークルが活動している。サークルには教員が顧問として参加することが義務付けられている。サークル室は体育館棟に 20 室設けられ、所定の手続きを行えば、体育系サークルが練習のためにアリーナ、グラウンド、その他の学内施設とほぼ全面的に利用することができる。

自治会活動に対する支援は、自治会室の設置や大学を支援する会からの助成金などがあり、学生は自治会活動として新入生歓迎会、スポーツ大会、大学祭(うみかぜ祭)などを自主運営している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう、支援が適切に行われている。

観点7-3-①： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学生の健康管理のため毎年4月に全学生を対象に健康診断を行っている（平成20年度の受診率は98.0%）。結果は学生に知らせるとともに、健康障害が懸念される学生については医務室において個別に指導を行っている。定期健康診断のほか、学校医（内科、耳鼻科、眼科）を配置するとともに、医務室が設置され常時担当職員が勤務し学生の健康相談、応急処理、休養等に当たっている。

学生の心理面については学生相談室を設置し、2名のカウンセラーが交代で学生の相談を受け付けている。また、毎年2回、学生を対象としたメンタルヘルスに関する講習会を実施している。さらに入学初期の修学・生活支援を目的として、学科間の連携を図るため1年次生を対象に学科横断的に1グループ8～9名程度の学生に対し各1名の教員によるチューター制を採用している。

進路相談は各学科の進路担当教員から構成される進路支援委員会と教務学生課が中心となり、教職員が連携して、学生への個別指導、進路ガイダンスや模擬面接等の実施により応じている（資料7-3-①-A、B）。

各種のハラスメント相談については、入学時のオリエンテーションやポスター、パンフレット等により周知しており、相談体制については「ハラスメントに関する相談員設置要綱」（別添資料7-3-①-1）を定め、8名の相談員（教職員から成る学内相談員及び学外相談員）が相談のあった学生に対し、助言・援助などの対応を行っている。また必要のある場合には、事実関係調査のため相談事案ごとにハラスメント調査委員会を設置できる体制を定めている。

【分析結果とその根拠理由】

学生の定期健康診断の受診率は高く、また医務室における緊急時の対応などマニュアルの整備が十分にされており、適切な健康相談等の支援体制が整っている。

進路相談についても、第1期卒業生の進路状況等から、体制が整っていると判断する。

また、ハラスメントに関する相談体制についても適切な対応を行っている。

資料7-3-①-A 進路相談に関する支援

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 進路支援委員会の設置 2 就職・進学情報の収集及び進路資料室での情報提供 3 進路ガイダンスの実施 4 模擬面接・就職模擬試験の実施 5 県内病院・施設就職説明会の学内での開催 6 「進路ガイドブック」の発行 7 地元商工会議所との就職連携 |
|--|

（進路支援委員会調べ）

資料7-3-①-B 平成19年度 進路支援スケジュール

実施日	対象	内容
平成19年4月12日	全学科3年生	進路ガイダンス
平成19年8月2日	全学科3年生	就職活動・公務員試験の基礎知識・病院事業庁の採用選考
平成19年8月3日	全学科4年生	病院・施設就職説明会
平成19年9月22日	社会福祉学科	卒業生に聞く国家試験対策
平成19年10月5日	栄養・社会福祉学科3年生	進路ガイダンス
平成19年10月31日	栄養学科	職域紹介ガイダンス
平成19年10月31日	リハビリテーション学科 作業療法学専攻	就職ガイダンス
平成19年11月9日	栄養・社会福祉学科3年生	就職ナビの使い方
平成19年12月7日	社会福祉学科	家庭裁判所調査官について
平成19年12月12日	栄養・社会福祉学科3年生	模擬面接
平成19年12月19日	〃	模擬面接
平成19年12月21日	〃	企業研究の方法
平成20年1月15日	〃	一般教養模擬試験
平成20年1月22日	〃	SPI模擬試験
平成20年2月14日	〃	公務員模擬試験
平成20年2月18日	〃	模擬面接
平成20年2月27日	看護学科3年・4年	進路ガイダンス
平成20年2月28日	栄養・社会福祉学科3年生	模擬面接
平成20年3月3日	〃	公務員模擬試験
平成20年3月5日	〃	模擬面接

(進路支援委員会調べ)

観点7-3-②： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

自治会が行っているアンケート調査や要望書等の受け入れを検討し、学生委員会を中心に適宜懇談の機会を持っている。例えば学生食堂に関する学生からの要望について自治会がアンケート調査を行い、学生委員会を中心に学生と学生食堂経営者と懇談を行い、質、価格の適正化に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、生活支援等に関する学生からのニーズを適切に把握しているといえる。

観点 7-3-③： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

【観点に係る状況】

留学生との懇親会を開催するなど、留学生が本学に溶け込みやすくなるようなイベントを学生とともに開催している。また、チューター制の導入により、留学生たちの生活面、学習面の相談に本学教員が関わることのできる体制を整えている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では、特別な支援を必要とする学生に対する対応をしているが、今後その内容をより充実させるために検討が必要であると考えられる。

観点 7-3-④： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

奨学金・修学資金等による経済的援助は本学独自の制度はないが、日本学生支援機構奨学金をはじめ全学生を対象にした奨学金・修学資金を 5 種、看護学科対象を 2 種、社会福祉学科対象を 2 種、リハビリテーション学科対象を 3 種、学生に紹介し、各奨学金制度に推薦を行っている（平成 19 年度の受給者はのべ 356 人）。

授業料免除による経済的支援は経済的理由により授業料の納付が困難な場合に、全額免除、半額免除の取り扱いを行っている。平成 19 年度には、授業料免除は 42 名（学部生 39 名、大学院生 3 名）の希望者がおり、26 名（学部生 25 名、大学院生 1 名）が全額免除、16 名（学部生 14 名、大学院生 2 名）が半額免除を受けている。さらに地元の金融機関の協力を得て資金を低利子で融資する制度を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから学生の経済的援助は、適切に行われていると言える。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ LL 教室等にパソコン端末を整備して 21 時まで利用できるほか、届出があれば教室等の使用ができるため、多くの学生が自主的な勉強会を開催している点

【改善を要する点】

- ・ 留学生等への支援をより充実させる必要がある点

(3) 基準 7 の自己評価の概要

授業科目に関するガイダンスは、新入生には新入生オリエンテーション等で、在學生には学科ごとに行われており、その他、問題を抱える学生には個別対応している。各学科コースについても、独自にガイダンスを実施している。また、大学院の学生には、出願時にメール等による個別相談の期間を設け、入学後のミスマッチを事前に防ぐよう配慮がなされている。これらのことについて学生から改善の要望等はなく、また大学院についても適切に実施されている。

学習相談、助言に関しては、担任制を採用し、学生の履修上の相談や履修登録ミスがあった学生の対応、成績不振者の個別面談・助言などを行い、またゼミでも学習状況の把握と個々の学生の相談に応じている。なお、入学当初にチューター制を設け、担当教員が入学時の学習への不安等相談に応じ、またオフィスアワー、電子メール等によりさらにきめ細かい支援等が行われている。本学は学生数に比べ教員数が多いため、学生への支援が行いやすい。

学習支援に関する学生のニーズの関しては、原則として半期ごとに学生による授業評価を実施し、その結果を図書館で閲覧可能としており、教員にはコメント等が返却され授業改善の参考として活用されている。さらにリアクションペーパーの回収を行い、学生からニーズを汲み取っている。特別な支援が必要な学生に関しては、担任制、チューター制、ゼミ制等できめ細かく対応し、留学生にも個別指導等で対応している。また、電動車椅子使用の学生の入学には、本学は開学時からバリアフリーに配慮した設備が整備され、特別な対応なしで受け入れができた。

自主的学習環境に関しては、LL 教室等に計 196 台のパソコンを整備し 21 時まで利用できるほか、届出があれば教室等の使用ができ、自主的な勉強会が開催されている。また、自治会室の設置等で自治会活動に対する支援を行っているが、自治会活動が自主的に運営され、課外活動も円滑に行われている。

学生に対して必要な相談・助言体制に関しては、全学生の健康診断を行い、学校医を配置するとともに、医務室が設置されている。また、学生相談室を設置し学生の相談を受け付けている。進路相談は、学生への個別指導、進路ガイダンスや模擬面接等の実施により応じている。さらに、ハラスメントに関する相談員設置要綱を定め、学生に対し助言・援助などの対応を行っている。

生活支援等に関する学生のニーズは、おもに自治会を通じて学生委員会を中心に適切に把握している。また、留学生が本学に溶け込みやすくなるよう配慮し、個別相談等にも教員が対応をしているが、今後さらなる充実を図るべく検討を行う必要がある。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の校地面積及び校舎面積は、それぞれ 37,821 m²（大学設置基準第 37 条の規定では 8,800 m²）、16,781 m²（大学設置基準第 37 条の 2 に規定では 9,553 m²）である。施設の特徴としては、大学の基本理念である「保健・医療・福祉の連携と総合化」を具現化するキャンパスとして、教育研究棟、管理図書館棟、講堂棟、体育館棟などの施設全体を覆う大屋根の下に交流プラザを設けている。またその中に、講義室 30 室、研究室 94 室、実験・実習室 44 室、演習室 10 室、LL 教室 2 室、情報実習室 2 室が設けられている。

キャンパスは、①バリアフリー、②セーフティ、③クリーン、④エコロジーといった 4 つのコンセプトを基に整備されている。

各施設は、大学パンフレット（別添資料 1-1-①-2 p7、8）にあるとおりである。これらの施設を利用する場合には、教職員は学内情報ネットワークにより自由に予約を行うことができ、学生は教務学生課を通じて予約することができる。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の施設は十分に整備されており、有効に活用されている。

観点 8-1-②： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

本学では、LL 教室 2 室、情報実習室 2 室に合計 196 台、図書館の情報自習室に 30 台の計 226 台の学生用パソコンを整備し、オフィスソフト、統計ソフト、インターネット、電子メールを自由に使えるようにしている。

LL 教室、情報実習室は 21 時まで、図書館は 22 時まで開放しており、学生は授業後の時間を活用してレポート作成や自主学習を行うことができる。

メールアドレスは全学生に付与され、学外からもインターネットを通じてメール閲覧をすることが可能である。また、休講、呼び出しなどを行う電子掲示板機能も整備されている。

活用の一例としては、例えば学内ネットワークに用意された統計ソフトを用いた授業が行われたり、同じくネットワーク上の AV 教材を用いて学生が自主学習を行ったりしている。

情報機器はリースにより整備され、定期的に最新の機種、ソフトウェアに更新している。また、保守については専門の業者に常駐委託をしており、運用、トラブル対応などを行っている。

【分析結果とその根拠理由】

情報システムは必要十分に整備され、教育活動を推進する上で有効に活用されている。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点到に係る状況】

本学では、学内情報ネットワークにより、教職員に対して施設・設備の運用に関する方針が明示されている。また、学生に対しても毎年配布される学生便覧により利用方法等を定め、周知している。

それらにより、教職員、学生ともに所定の手続きに沿って学内の施設を活用することができる。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、周知されている。

観点 8-2-①： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

附属図書館は平成 19 年度末現在、図書 99,827 冊、雑誌 1,805 タイトル、視聴覚資料 2,118 点を所蔵し、学術データベース 9 種類を提供している。これらは、同規模公立大学の所蔵資料数の平均（平成 18 年度学術情報基盤実態調査。以下「H18 調査」という。）図書 98,716 冊、雑誌 1,578 タイトル、視聴覚資料 2,187 点と比較すると視聴覚資料はわずかに下回るが、図書と雑誌に関しては上回っている。

年間受入数は、図書 4,800 冊、雑誌 890 タイトル（図書 3,636 冊、雑誌 701 タイトル H18 調査より）。図書貸出冊数は、学生 29,971 冊（一人平均 29.88 冊 H18 調査より）、教職員 1,960 冊、文献複写は、180,184 枚となっており、貸出冊数は、学生は H18 調査の 12,936 冊（一人平均 12.94 冊）の 2.3 倍、教職員も一館あたりの平均 1,657 冊を上回っている。文献複写も H18 調査平均の 47,986 枚を大きく上回っている。

おもなデータベース医学中央雑誌 Web 版の検索回数は約 60 万回であった。総面積は 2,789 m²、所蔵資料は、一部を除き自由開架式を採用し、全体の 92%を利用者が自由に閲覧することができる。分類は図書、雑誌とも日本十進分類法（看護分野は日本看護協会看護分類表）を採用している。

また、閲覧席は閲覧室に 175、情報自習室に 30 席整備し、閲覧席数は H18 調査平均の 153 席を上回っている。その他、グループ研究室 3 室及び個人ブース 6 室を用意している。

平成 19 年 5 月以降長期休業期間中を除き、平日は 22 時まで開館時間を延長し、午前 9 時～午後 5 時までの土曜開館も開始した。年間の入館者数は、平成 19 年度は年間 99,168 人であった。

ちなみに H18 調査では、平日夜間開館を 4 時間以上実施している公立大学は 47.3%、土曜日 4 時間以上開館している公立大学は 43.2%にとどまっている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の附属図書館は適切に整備されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・情報機器を定期的に最新の機種、ソフトに更新している点
- ・附属図書館の整備が進んでおり、年間の貸し出し冊数が全国平均を大きく上回るなど、学生・教職員に有効に活用されている点

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学の施設・設備は十分に整備されており、学生、教職員から有効に活用されている。特に情報ネットワークと図書館の整備状況は、本学の大きな長所となっている。

情報ネットワークに関しては、リースで整備されており、最新の機器に定期的に更新されている。

また、附属図書館も、年間の貸出冊数や文献複写件数が全国平均を大きく上回るなど学生、教職員から有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育活動の実態を示すデータや資料としては、シラバス、講義の時間割、定期試験日程、授業評価報告書、履修状況、各学生の成績資料などがあり、これらは教務学生課が収集、蓄積している。

また一部の学科では、毎年度末に科目調整会議を開催し、発表資料及び議事録を保存し、実習の結果を取りまとめた実習報告書などの文書資料を個別に収集している。

さらに、実技の様子をビデオ・DVD に一部保管している学科もある。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学の教育活動の実態を示すデータや資料は適切に収集・蓄積されていると言える。

観点 9-1-②： 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到係る状況】

本学では、平成 16 年度から学生による授業評価を、原則として全科目について実施している。

具体的な方法としては、各授業の最終回終了後に、授業担当教員が学生にアンケート用紙を配布・回収する。集められた結果の集計に際しては、事務局がデータの集計・整理を行い、学生への公平性を確保するよう留意している。なお、アンケートには自由記述欄も設けられており、集計結果と併せて授業担当教員へ情報提供されており、各教員が授業の改善を図る上での参考資料として活用している。この結果は冊子にして、図書館で学生・教員に公表している（別添資料 3-2-②-2～9）。

また、一部の授業においては、授業後リアクションペーパーを利用して学生から意見を聴取し、質問に対する教員からの回答や設備の改善等により、学生の意見が反映されている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では学生の意見聴取が適切に行われ、教育の自己点検や改善に反映されている。

観点 9-1-③： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到係る状況】

本学では各学科で、臨地実習前に実習施設との打ち合わせ会議、実習後に反省会を行っている。また、実習施設の担当者を学内に招き、実習報告会も開催している。これらの際に、実習や学内での講義・演習に関する意見

を聴取し、各科目の実習、講義内容の改善や、実習委員会等の委員会活動に反映させている。

また日頃の実習においても、スーパーバイザーを担当する実習先の職員に学生の実習状況について評価をしてもらい、その結果を教員の学生指導にフィードバックさせる（例えば、技術的に不足が指摘された個所を以後重点的に指導する）など学外者の意見を踏まえて教育の改善を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では学外者からの意見が教育状況の改善に適切に反映されているといえる。

なお、平成 18 年度に第 1 期生、19 年度には 2 期生が卒業したので、今後は卒業生からの意見聴取も図れるよう体制づくりを進めていく。

観点 9-1-④： 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点到に係る状況】

各学科は、授業科目の配置年次等の決定に当たって授業評価の結果を活用し、カリキュラムの見直しや授業内容の改善を行っている。

例えば、授業時間数が少なく内容が理解しづらいとの課題が指摘された科目の時間数を増やしたり、専門科目の配置年次の検討を行ったりするなど、学生の理解を図るための方策がとられている。

平成 19 年 4 月には、改正されたカリキュラムを全学的に施行し、この改正に伴い時間割も再編成した。また、一部の授業では授業評価を踏まえ、シラバスの改訂又は改編を行った。

【分析結果とその根拠理由】

授業評価の結果が、学科単位で有効に活用されている。このことから、評価結果がフィードバックされるとともに教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられている。

観点 9-1-⑤： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点到に係る状況】

授業評価の結果を踏まえた教材の修正、授業方法の改善等は個々の教員の自己努力に託されており、各教員は積極的に授業の改善を図っている。例えば、ある授業において学生から、スライドでは講義の進みが早いと指摘する意見があり、板書での講義に切り替えた。

また、教授技術の改善を目的に、チュータリングや実習指導技術に関するグループワーク、講演会が開催された。

【分析結果とその根拠理由】

学生の意見を反映し講義方式をスライドから板書に変更したところ、学生のモチベーションが高くなり、授業の理解度が良くなるなど具体的な成果がみられている。以上のことから、本学の教員は授業評価の結果から教授方法等について継続的な改善に取り組んでいる。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）は、これまで実施されてきたFDの時期及びテーマ（資料9-2-①-A）に明らかなように、その時々の際際の課題に対して、主として教員からのニーズに応じて、テーマを設定してきた。実施組織の主体は学部長・各学科長で構成する総務・企画委員会であり、テーマの選択や実施時期、講師の選定等の企画実施を組織的に展開してきた。また総務・企画委員会の主催するものとは別に、各学科等においても必要に応じてFDが実施されてきている。

特に本学のミッションに係るFDとしては、新たな体制で臨む時期にあたり、平成18年度末に、宿泊・合宿・分科会形式による神奈川県立保健福祉大学湘南国際村FDを実施した（別添資料9-2-①-1）。

資料 9-2-①-A

平成17年度
<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護に関するFD研修」 （講師：県民部情報公開課職員） ・「人間関係を大切にしたコミュニケーション」 （講師：特定非営利活動法人アサーティブジャパン代表理事） ・「教授法研修」 （講師：横浜国立大学教育人間科学部教授）
平成18年度
<ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県立大学における保健、医療、福祉の連携と統合」の教育について （講師：埼玉県立大学教授等） ・「2006年度問題を乗り越えて」 （講師：本学職員） ・「神奈川県立保健福祉大学湘南国際村FD」 （講師：本学教員）
平成19年度
<ul style="list-style-type: none"> ・「研究倫理審査について」 （講師：国立保健医療科学院口腔保健部部長） ・「大学教員のための学生相談・カウンセリング」 （講師：東海大学教育研究所専任講師） ・「パワーハラスメント最新事情」 （講師：労働ジャーナリスト） ・「ヒューマンサービスの実践につなげる」 （講師：本学教員）

【分析結果とその根拠理由】

FDの企画実施に関しては、教員のニーズに直接的に対応したものになっているが、今後は、より直接的に職員及び学生のニーズを反映させるとともに、これまで以上に計画的な実施や、開催頻度の増加についても検討していく必要がある。

観点 9-2-②： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到に係る状況】

これまでのFDのテーマ（資料9-2-①-A）から分かるように、個人情報保護や人権、パワハラ防止等、日常的な大学教職員等のあるべき行動や態様に関するもの（10回中5回）と、教授法や研究倫理審査など教育や授業・研究の質的向上に直接結び付いているもの（10回中5回）に分類できる。

【分析結果とその根拠理由】

FDのテーマが、必ずしも教育や授業の質に直接結びつくものではなく、大学運営にかかわる課題であったのは、大学設置後間もない本大学の特徴である。

一方、例えば本学の教育理念であるヒューマンサービスや連携の教育研究に関しては、日常的なFDに加えて、平成18年度末には本学のミッションの検討を中心テーマとした一泊二日の神奈川県立保健福祉大学湘南国際村FDを行った。今後ともヒューマンサービスの概念や教育内容・方法を確立させるためにはFDの積み重ねが必要である。

観点 9-2-③： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点到に係る状況】

本学における教育支援者・教育補助者は、主として非常勤講師・非常勤助手及び学外実習施設等における指導者等である。教育支援者や教育補助者に対しては、授業を受けた学生の意見を集約した授業評価報告書を教務委員会で作成、配布し、教育活動の質の向上のための参考資料として活用されている。また、毎年4月には事務局主催による全教職員を対象とした「情報システム教職員向け説明会」を開催し、文献検索システムの利用法、学内ネットワークを利用した情報の共有、情報セキュリティの知識について研修を行い、教育支援者や教育補助者にも参加を呼び掛けている。さらに、専門職養成施設としての側面から、学外実習が教育課程において大きな比重を占めているため、実習先施設の実習指導者を本学に招いて、本学の教育理念への理解・協力を求めるとともに、円滑な実習の実施に向けた意見交換を行い、教育活動の質の向上を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者や教育補助者には、「授業評価報告書」の活用や情報システムの研修、さらには、実習施設の実習指導者との意見交換等を通じて教育活動の質の向上を図るための取り組みは適切に行われているが、今後さらに本学の理念を教育に反映するための研修会、非常勤講師等と本学教員間の意思疎通を図るための懇談会を実施する必要があると思われる。

また、教育支援者や教育補助者からの意見は、個別に対応しており、本学全体の問題に係ることについて集約する仕組みがないため、本学の教育活動へ反映させるための方策を講じる必要があると思われる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・平成16年度から学生による授業評価を実施しており、その結果に基づいて授業方法やカリキュラム等の改善が図られている点

【改善を要する点】

- ・教育の状況に対して、実習先の職員など学外関係者からの意見聴取が行われているが、今後さらにその充実を図るために卒業生等からの意見聴取もあわせて行う必要がある点
- ・教育や授業内容の改善により直接的に結びつくようなFDを積み重ねていく必要がある点

(3) 基準9の自己評価の概要

本学では、平成16年度から学生による授業評価を導入しており、その結果を収集している。あわせて実習先職員等からも意見を聴取することにより、授業改善へ向けての積極的な取組みがなされている。

その一方で、教育内容について卒業生からの意見聴取がなされていないことや、FDの内容が必ずしも教育や授業内容の改善と直接的に結びつかないものが多かったことは、現時点での課題として挙げられる。

今後は、卒業生からも積極的に意見聴取するとともに、FDの積み重ねを図っていくことが必要である。

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は、神奈川県を設置者とする公立大学であることから、本学の財務は地方公共団体として地方自治法等に基づき処理されている。

大学施設の整備については、横須賀市から無償で借用を受けた土地を基に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（別添資料10-1-①-1）に基づいて選定された事業者が設計・建設を行い、施設は県に譲渡された後、当該事業者が施設の維持管理を行っている。

県は、事業者と締結した特定事業契約に基づき、本事業に係る代金を、30年間で償還することとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

資産については、大学運営に必要な敷地を確保し、建物についても教育研究棟、管理図書館棟、講堂、厚生棟（食堂等）、体育館棟などを保有するとともに、各種備品も充実しており、大学として教育研究活動を安定して実施するための条件は十分備わっている。

債務として将来にわたっての債務負担については、特定事業契約に基づき、県が毎年度計画的に償還をしていくものであり、大学運営に過大な負担を負わせるものではなく、大学運営に支障を及ぼすものではない。

観点10-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の収入状況は、決算調書（別添資料10-1-②-1）のとおりである。主な経常的収入としては、使用料、手数料及び諸収入となっている。授業料、行政財産使用料、入学料及び入学検定料を主な内訳とする使用料及び手数料については、継続的に収入が確保されている。

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入である授業料、入学検定料及び入学料については、継続的に必要な経常的収入を確保している。

観点 10-2-①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学は、公立大学であることから、予算については地方自治法及び神奈川県の財務規則等に基づき作成している。予算については、県議会で承認を受け、予算内容は県の広報媒体等を活用し県民に公開している。また、大学教員に対しては、特に関係のある研究費等について、教授会等で報告している。

【分析結果とその根拠理由】

地方自治法及び県の財務規則等に基づき予算が作成、査定されること、また、決定については県議会で十分な審議がなされ、予算の成立については議会の承認を得るといった手順が踏まれている。

予算書等は、県民に情報提供を実施しており、県の情報公開の対象にもなっている。学内教員に対しても研究費等について、教授会等で報告することにより、関係者等へ明示している。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学は、公会計のため収入と支出は各年度とも均衡している。

【分析結果とその根拠理由】

各年度の収支は均衡しており、過大な支出超過になっていない。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育活動予算として教務運営費、研究活動予算として教授等研究費を設けている。

教務運営費については、非常勤講師の報酬等教務運営に必要となる消耗品費、使用料・賃借料及び備品購入費などの経費を予算計上し、施設・備品等の充実を図っている。教授等研究費については、学部及び大学院研究科に対する配分とともに、各教員に対してもその職位に応じて研究活動に必要な経費の配分を行っている。この他に、本学では学内の各教員の研究活動を積極的に支援していくため、平成17年度から複数の学科等の横断的研究を支援する協働研究助成制度、民間企業・大学・研究機関など学外の各機関等との共同研究を支援する共同研究助成制度、若手研究者の研究教育活動を支援するための若手研究助成制度を設けている。また、教員の資質向上と本学の教育水準を高めるための制度として、教員海外研修等の制度を設け、毎年度各学科からの推薦を受けて、海外等での研修に教員を派遣している。

これらの教育研究活動経費は、平成18年度においては、総決算金額中の44.37%を占めている（別添資料10-2-③-1）。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動に必要な経費は、各年度の予算において、教務運営費及び教授等研究費などの事業の中で計上し、予算の枠の中で、適切な資源配分を行っている。

また、大学の戦略的な取組みとして、学内公募を基本とした教員の教育研究活動を支援する制度を創設し、教員の教育研究活動の充実強化に努めているところである。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点到係る状況】

本学の収支・決算は、県の決算として県議会で審議、承認を得て、公表されているが、公会計のため財務諸表は作成していない。

【分析結果とその根拠理由】

公会計のため該当なし

観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到係る状況】

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、県監査事務局による監査委員監査と事務局職員監査が実施され、その結果が公表されている。

また、必要に応じて、地方自治法第 252 条の 27 第 1 項の規定に基づく公認会計士や弁護士等による外部監査が行われる。

【分析結果とその根拠理由】

地方自治法に基づき適正な手続きがとられている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準10の自己評価の概要

本学は十分な教育活動を展開するにあたって必要な資産を十分に有しており、授業料、入学料等の経常的な収入も確保されている。

また、教育研究活動経費は総決算金額の44.37%を占めており、予算の枠内で適切な資源配分がなされている。

これら各種財務に関する運用は、地方自治法等に基づいて対処されており、本学の財務は適切な状態となっている。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

学内における管理運営に関する事項を協議する組織として、評議会、教授会、学科長会議及び学内委員会などがある（それぞれの所掌範囲に関しては資料 11-1-①-A）。

大学の管理運営上の審議機関（評議会の権限審議事項を除く。）として、教授会を位置づけ、学則に定めた事項を審議する（別添資料 3-1-②-1 p104 第12条第3項）。また、本学の運営に関する連絡調整、企画審査にあたるため、教授会のもとに各種委員会を設置し、事務局職員も参加している。

また、本学は専任の事務職員 21 名を配置している。その他に臨時的任用職員 2 名、非常勤職員 21 名を配置し、さらに適宜、日々雇用職員を配置している。

危機管理に当たっては、神奈川県の一機関として地震・火災等の防災計画を学内で整備したり、また職員の不祥事防止などについて随時注意喚起を行ったりするなどして対応している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教授会の審議事項に関する協議を行うため、学科長会議を開催し、必要に応じて事前に調整を図っているが、学科長会議には事務局職員も参加し、教員と事務局との連携を図っている。

また、各種委員会においても、事務局職員は陪席者として参加することにより、円滑な運営に寄与している。

資料 11-1-①-A

組織名	所掌事務
評議会	<p>教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の規定によりその権限に属せられた事項を行うほか、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本学の設置の目的を達成するための基本的な計画に関する事項 (2) 学則その他重要な学内規程の制定又は改廃に関する事項 (3) 本学の予算の見積もりの方針に関する事項 (4) 学部、学科、大学院、研究科その他重要な組織及び学生の定員に関する事項 (5) 教員の人事の方針に関する事項 (6) 本学の教育課程の編成の方針に関する事項 (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍の方針及び学位の授与の方針に係る事項 (8) 自己評価委員会が行う自己評価に関する事項 (9) 前各号に掲げるほか、本学の運営に関し必要な事項は、別に定める。
教授会	<p>学部に関する次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学部の規程等の制定及び改廃に関する事項 (2) 学部長の選考に関する事項 (3) 教員の人事に関する事項 (4) 学部の教育課程及び授業科目、授業、試験等に関する事項 (5) 学生の入学（編入学、転入学及び再入学を含む）、休学、復学、転学、転学科、留学、退学、除籍、卒業、賞罰、厚生及び補導に関する事項 (6) 学部の教育研究に関する事項 (7) その他学部長が重要と認める事項
学科長会議	教授会の審議事項に関する協議等
学内委員会	本学の運営に関する連絡調整、企画審査等

観点 11-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

本学の特徴のひとつに、教授会に権限が集中することを避けるため、評議会を設けていることがある。評議会は、教学側の代表と副知事など設置者の代表とで構成する最高意思決定機関であるが、この評議会において学長は議長として、これをリードすることとされている。

学内の組織形態は、(別添資料 1-1-①-2 p6) のとおり学長をトップとした組織形態をとっており、例えば教授会（議長は学部長）では、学長は毎回出席して冒頭所感を述べるのが慣例になっている。また学長は、大学学則第 12 条第 2 項（別添資料 3-1-②-1 p104）に基づき、教授会における専任教員以外の構成員の指名をすることとなっている。

また、教授会のもとに学内委員会が設置されており、本学の運営にあたって必要な事項についての議論を、委

員の互選によって選出される委員長を中心に行っている。

さらに、学内において定期的に行われる学長補佐会議においては、学長が学内幹部と意見交換等を行うことで情報を共有し、円滑かつ効果的な意思決定ができるように配慮している。

また、本学は保健福祉部や県民部、教育委員会に所属するのではなく、部外組織として県知事に直結し、学長が知事に直接大学としての意思を表明できる仕組みが取られている。

【分析結果とその根拠理由】

学長は教授会の構成員についてイニシアティブを持ち、教授会本体についての実質的なイニシアティブは学長から学部長に、教授会に所属する各種委員会や部会等のイニシアティブは学部長から委員会等の長に委任されて、それぞれの委員会等業務にあたっており、学長のリーダーシップは一貫していると言える。

以上のことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態になっていると言える。

観点11-1-③： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到に係る状況】

大学の管理運営について、学生が意見等を寄せる方法としては、学生自治会を通じて行われることが多い。本学においても大学運営全般について、学生自治会から意見・要望が寄せられている。さらに日常的には、授業に関してリアクションペーパーや授業評価を通じて、教育分野における管理運営に参加している。また卒業生からも、例えば卒業生の附属図書館の開館時間の延長に関する要望が寄せられたことがあったが、学内で検討の上開館時間を延長するなど、必要に応じ対処している。

教員は教授会をはじめ各種委員会、各学科会議、その他多くの場を通じて大学の管理運営に対する意見を述べる機会を提供されている。

事務職員は、一般的には教授会をはじめとする各種委員会等の事務局を担当し、委員との話し合いを通じて、適正な事務手続に係る意見を述べている。

大学の管理運営に対する学外関係者のニーズは、学園祭やオープンキャンパス、公開講座などを通じてのアンケート等による意見の聴取、県知事や横須賀市長等との懇談会、大学を支援する会や本学の設置準備の段階から各界の意見を聞くために設置している神奈川県立保健福祉大学懇談会などを通じて、大学に関する様々なニーズを入手する機会としている。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、本学では学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映している。

観点11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

事務職員においては、県の自治総合研究センターが主催する研修事業である階層別研修（階層に応じた職員の能力開発研修）などに参加するとともに、特に管理者等を対象とした①危機管理研修、②事故防止研修、③人権研修などにも積極的に参加し、職員の資質の向上に努めている。

また、大学の管理運営という一般の行政事務とは異なる特性を有する業務に従事し、適切かつ効率的な業務の遂行をしていくため、幅広く各種研修会等にも積極的に参加させている。

さらに大学入試センターや公立大学協会の主催する協議会や会議にも職員を派遣し、管理運営に係る情報収集や知識のブラッシュアップを図らせている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では組織的に事務職員を定期的に各種事務研修等に参加させ、資質向上に取り組んでいる。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

大学の管理運営に関わる方針は、大学条例に設置、管理に必要な事項を定めるとともに、大学学則第2章（組織）や評議会規程、教授会規程や研究科委員会規程等に運営に必要な事項を定めている。

管理運営に関わる組織の長の選考は、学長選考規程をはじめ、副学長、保健福祉学部長、保健福祉学部学科長、保健福祉学研究科長等の選考規程を設けている。教員採用については、教員選考基準、教員採用及び昇任選考規程、教員採用及び昇任選考規程施行細則において具体的な手続きを定めている。

また評議会、教授会、研究科委員会等の責務と権限についても、大学学則第11条、第12条、大学院学則第5条及びそれぞれの規程に明記している（別添資料11-2-①-1～9、別添資料3-1-②-1 p103、104、別添資料5-4-①-1 p152）。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は、条例、学則や規程の中に定めており、学内の諸規程が整備されている。また管理運営に関わる組織の長の選考、教員採用に関する規定や方針、構成員の責務と権限についても、規程の中に明確に示している。

観点 11-2-②： 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点到係る状況】

毎月行われる教授会や学内委員会の議事録、資料、また入試や財務に関する資料等は、事務局により電子ファイルとして適切に整理されるとともに、学内掲示板に掲載され、全教職員から随時閲覧が可能になっている。

【分析結果とその根拠理由】

各種会議の情報は適切に管理され、必要に応じて参照・利用できるよう整理されている。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では自己点検・評価を実施する体制として、平成 15 年度から自己評価委員会を学長の下に組織している(別添資料 3-1-②-1 p102 大学学則第 2 条)。

平成 18 年度には、平成 15~17 年度の学内の状況について自己点検・評価を行った結果を平成 17 年度自己評価書としてとりまとめた。

なお、平成 18、19 年度には、認証評価機関を大学評価・学位授与機構に決定し、大学認証評価に向けた自己点検・評価報告書の作成を開始した。

【分析結果とその根拠理由】

本学ではこれまで、大学認証評価を受けることを想定し、学内で試行的に自己点検・評価を行ってきた。よって本学では、適切に自己点検・評価がなされていると考えられる。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点到係る状況】

本学がこれまで行ってきた自己点検・評価は、あくまで今回の大学認証評価を想定した試行的なものである。

また、大学完成年次前であったため、自己点検・評価の結果については、大学評議員会、懇談会員及び学内教職員に配布したのみであり、学外者には公開していない。

【分析結果とその根拠理由】

現時点では、本学の自己点検・評価の結果は社会に対して公開されていない。今回の大学認証評価を受けた後に、社会に対して広く公開していく予定である。

観点11-3-③： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

現時点では外部者による検証は行っていないが、平成20年度に、大学評価・学位授与機構の大学認証評価を受ける予定である。

【分析結果とその根拠理由】

特になし

観点11-3-④： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

「平成17年度自己点検・評価報告書」で記載した事実に基づき、管理運営の改善のための取組を行っている。例えば、平成19年度に人権・倫理委員会において、セクハラだけでなくパワハラなどハラスメント全体に幅広く対処できる規程づくりが必要との認識に基づき、学内規程を見直し、新たな規程を制定した。このことは自己評価書の「諸規程、相談体制等、今後もさらに学生・教職員への啓蒙活動を積極的に継続していく」（別添資料3-2-②-1 p125）との記述を受け、対処したものである。

【分析結果とその根拠理由】

自己評価の結果に対して、各学科、委員会レベルでの対応が行われている。ただし、全学的なフィードバックのシステムはまだ完成していない。今後は自己評価委員会を中心に、自己点検・評価結果のフィードバックのシステムを構築することが必要である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映している点

【改善を要する点】

- ・自己点検・評価の全学的なフィードバックのシステムがまだ完成していないため、今後そのシステムを構築する必要がある点

(3) 基準11の自己評価の概要

本学では、管理運営のための組織として、評議会、教授会、学科長会議及び学内委員会が整備されており、それぞれの所掌することがらについて議論を行っている。また事務局にも必要な人員を配置し、個々のスキルアップのために各種研修に派遣したりしている。

学生、教員、事務職員等関係者の意見は様々な方法で適切に収集されており、図書館の開館時間の延長など管理運営に反映された事例もある。

自己評価に関しては、平成15年度より学内に自己評価委員会を設置し、今回の認証評価に向けた予備的な作業を継続的に行ってきており、来年度からは認証評価の結果を広く社会に公開していく予定である。ただし、自己評価の結果のフィードバックに関しては各学科、委員会レベルでの対応にとどまっている。今後は自己評価委員会を中心とした全学的なフィードバックシステムを構築することが必要である。